

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから順次質問を許可いたします。

◇ 秋 元 英 俊 君

○議長（目時重雄君） 6番、秋元英俊君の登壇を求めます。

なお、秋元議員からは、事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

〔資料配付〕

〔6番 秋元英俊君登壇〕

○6番（秋元英俊君） おはようございます。

6番、秋元英俊、議長からの発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今シーズンの降雪は割と早く、すぐ根雪になり、除雪・排雪についていつもどおりではありませんけれども、苦勞しているところではあります。高齢者のご夫婦や独り暮らしの世帯においての自治会では、助け合いの心からボランティアとして排雪を行ったり、また、学生の福祉奉仕としての除雪、社会福祉協議会のボランティアなど、高齢者などに優しい活動を展開しているのが聞こえてまいります。私の住んでいる一本杉でも高齢者世帯の除雪の手伝い

を行っており、皆で助け合っているところであります。

今年度、一本杉町内に融流雪溝の整備が行われていますが、この冬に利用開始できるものと期待しておりましたが、工事開始が遅れ、今シーズンの排雪には間に合いませんでしたが、来期は皆、排雪には困らないのではないのでしょうか。いずれにしろ町としても除排雪の予算が足りない状況ではないかと推測するところですが、よりきめ細やかな除雪をお願いするところでもあります。

さて、本題に入りますが、私の質問は、新型コロナウイルス対策のマスク着用について2件、企業型ふるさと納税について4件、計6件であります。

まず初めに、発言通知書の要旨1から質問させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス対策のマスク着用について、2件の質問ですが、岸田首相は、1月20日に5月8日からコロナウイルスの5類への移行を示しました。首相は冒頭、新型コロナ感染拡大から約3年が経過したとして、国民の皆様、現場で働く医師、看護師、介護職員などエッセンシャルワーカーの皆さんのご協力をいただきながら感染の波を乗り越え、ウィズコロナへの移行を進めてきました。

足元の感染状況については、感染防止対策や医療対策の確保に努め、いわゆる第8波を乗り越えるべく全力で取り組む所存だが、その一方で、新型コロナの感染防止の位置づけについて、昨年11月以降、専門家に新型コロナの見直しに向けた議論の深掘りをお願いし、ウイルスの病原性、感染力の評価などを行っていただけてきたとしております。そして2月初旬には、専門家有志から新型コロナの感染症法上の位置づけに関する考え方を示していただき、それらを踏まえ、関係閣僚との会議で原則としてこの春に新型インフルエンザ等感染症から外し、5月8日に5類感染症とする方向で専門家に議論をしていただくことを確認したとしております。

感染症法上の位置づけの変更に伴い、感染患者や濃厚接触者の外出自粛については見直すことに、また、医療提供体制や現在講じている公費支援についても、具体的な検討を進めるとしております。これらを含めウィズコロナの取組をさらに進め、平時の日本を取り戻していくため、これまでの様々な政策、措置の対応を段階的に移行することとし、具体的な検討・調整を進めるとしてしております。

また、マスクの着用の考え方などの感染対策の在り方についても見直していくことになるが、ワクチン接種について現在実施しているものについて多くの皆様に接種をお願いするとし、今後は接種の在り方についても検討して進め、結論を得たいと発信してしております。

こうした政府の方針の中、皆様ご存じと思いますが、政府は先月10日、新型コロナウイルス対策のマスク着用に関する新たな考え方を決定、示しております。マスク着用は今年13日から緩和するとし、原則として着用は個人の判断に委ねることを基本とするとしております。ただし、マスク着用が有効となる場面の目安も示しています。1として医療機関の受診時、2として医療機関や高齢者施設の従業者や訪問者、3として通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車するときは着用を推奨しています。ただし、おおむね全員が着席できる新幹線や高速バス、貸切りバスなどでは着用は推奨しないとしております。

また、新型コロナウイルスの流行期、重症化リスクが高い人が混雑した場所に外出する場合は、身を守るために着用が効果的であると周知する方針を掲げております。新型コロナの症状がある方や検査で陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は外出を控え、通院などやむを得ない外出では着用することとしています。

また、企業やホテルなどのサービス業界で感染対策が必要と判断した場合、事業者は利用者や従業員にマスク着用を求めることは容認され、各業界団体は業種別ガイドラインを見直すこととなります。

これらを踏まえてではありますが、この冬の第8波における死者は2万人であり、その9割が70歳以上の方であります。そのことから高齢者の命を守る対策が欠かせないことは十分理解していただきたいところであります。

さきに述べたように、医療機関の受診時や高齢者施設の訪問時などはマスク着用を推奨しますし、流行期に重症化リスクの高い人が混雑した場所へ行くときは着用が効果的との見解を示しております。このようなことから、公共施設などは個人の判断でマスクをしないことについては、感染リスクがあることへの不安などがまだまだあると思われることや、マスクの有無による差別・偏見がないように適切に指導することとしていることから、このような対応を小坂町としてどのように考えているかを伺います。

第2として、学校について政府は、これまで学校に提示してきた衛生管理マニュアルには、身体的距離が十分取られない場合はマスクを着用すべきとしています。しかし、新型コロナの感染法上の位置づけを5類に引き下げることになったため、基本的な感染対策を緩和する新たな指針を決定し、今年13日から原則個人に判断を委ねることとしたため、岸田首相は、新たな指針適用前でも卒業式は換気などの感染対策を徹底した上で、合唱時など以外の着用は原則必要ないとの考えを表明しております。

政府は、新型コロナの重症化リスクが低減したことや長期のマスク生活が子どもたちの発

達に与える悪影響などを考慮し、目安の緩和を検討し、全体とは別に基準を設け、4月1日からの新学期は着用を求めないことを基本とするとしていますし、学校及び教員が児童生徒に着脱を強いることがないことを求めています。今年度中は屋内では原則着用とする現在の指針の運用が適用されますが、卒業式では着用せず出席することを基本として、文科省では国歌・校歌斉唱ではマスクを着用するとしています。

また、保護者や来賓は着用を基本としていますが、人数制限は不要としております。県の教育委員会からの通達を踏まえてのことではあると考えますが、北鹿地方の一部の学校では、地域の新型コロナ感染は落ち着いている状況であり、現段階では卒業生はマスクなし、在校生や保護者はマスクを着用するという形式を考えているところなどがあるようですが、詳細については各学校の判断に委ねるとしてしています。また、人数に関しても人数制限を撤廃するなどの措置が取られ、コロナ禍以前の形態に戻すところもあるとのこととあります。

このような状況から、小坂町教育委員会として、県の教育庁から先月13日に政府の方針に沿った対応をするように通知があった中で、卒業式の対応、在り方はいかなるものかを伺います。

続きまして、発言の要旨の2として、小坂町における企業型ふるさと納税について質問させていただきます。

初めに、企業型ふるさと納税とは、正式名称は地方創生応援税制と言い、国が認定して地方公共団体の地方創生事業、いわゆるまち・ひと・しごと創生基金活用事業に対して企業が寄附を行った場合に法人税等から税額控除する制度であります。

皆さんにお渡しした資料の1にあるように、平成28年度税制改正により創設され、その後、令和2年度の税制改正で従来の寄附額の最大約6割であった税額軽減が約9割に増加し、企業のメリットが大きく改善されております。寄附先となる認定団体は、令和3年4月1日現在で改正前の428団体から1,141団体に増加しております。また、制度開始時である平成28年度と令和元年度の比較で寄附件数は517件から1,327件に増加し、寄附金額も7億4,700万円から年33億8,000万円と増加しております。

企業側に見れば税額軽減は寄附額の損金算入による所得控除と各税目における税額控除の2つからなります。そもそも地方公共団体の寄附は、その公共性の高さから金額が損金算入されるため、実効税率分の税金が軽減されることとなります。資料にありますように寄附額の3割に税金が軽減され、さらに企業型ふるさと納税は法人住民税及び法人税の税額控除の適用があり、最大で6割の税金が軽減されます。これにより損金算入による所得控除と

税額控除と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減されることとなります。

また、メリットとして、地方公共団体が計画し、国から認定を受けた事業に対して直接寄附をするため、応援したい事業活動そのものに寄附することができます。また、地方公共団体と新たな関係の構築や地域資源を生かした新事業展開にもつなげる可能性を含んでおります。さらに内閣府地方創生推進事務局の企業版ふるさと納税ポータルサイトで各自治体のホームページで紹介されることや寄附を通じて社会貢献に取り組む企業としてPRやイメージアップが期待されるなどの副次的な効果もあるとしてしております。また、地方公共団体としても、個人等からふるさと納税では返礼品が伴いますが、この企業版ふるさと納税には返礼品は不要となります。

長々と説明してきましたが、この企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させることを目的としていることから、小坂町として企業版ふるさと納税対象事業として認定されている地域再生計画の小坂町まち・ひと・しごと創生推進計画に十分に活用し、地域再生計画の目標である町を対象とした暮らしの基盤・基礎となる身近な地域づくりに対する取組として、住んでみたい、誰もが安心して暮らせるまちづくり、人を対象とした人口の社会減少対策、自然減少対策として新しい人の流れをつくり、子どもを産み育てる希望がかなうまちづくり、また、仕事を対象とした産業雇用対策により強いまちづくりの取組として、夢が実現する安定した生活が送れるまちづくりを進めることを掲げていることから、これに沿った事業を大いに展開することを望むものであります。

また、資料2になりますが、令和2年10月13日にこの企業版ふるさと納税の仕組みを活用した専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じ、地方創生により一層の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税人材派遣型を創設しております。

これは、地方公共団体として専門的知識やノウハウを有する人材が活用事業、ふるさとプロジェクトに従事することで、地方創生の取組を一層充実・強化することで、人件費を負担することなく人材を受け入れることができ、関係人口の創出・拡大に期待できるようなメリットがあります。

今話した事柄から、発言の1、内容1として企業版ふるさと納税業務を行う上で事務量の多さや専門的な知識を必要とすると思われることから、人材派遣型を含めた横断的なプロジェクトを構築し対応すべきと考えますが、町としての考え方を伺います。

次に、発言の2として、資料3の北海道東川町がモデルなのですが、小坂町は国際交流も

盛んであり、日本語学校で学ぶ外国人留学生と地域住民の交流も行われております。実際に私も国際交流の一環としてユニカールの審判などに2回ほどお手伝いをしてきました。このような良好な環境を維持するためにも、小坂町の子どもたちの国際教育の推進や奨学助成または関連した起業家支援などを行うことを目的とした企業版ふるさと納税の活用を考えていただけないでしょうか。

また、3として、ワイナリーを核に小坂町の活性化を進めるためにこの制度を活用してはどうかの質問であります。

小坂町ではヤマブドウを使ったワインを生産する全国と連携し、小坂ヤマブドウワインコンクールを今年7月に開催することとしています。この開催に当たってはふるさと納税の仕組みを活用し、昨年ガバメントクラウドファンディングで寄附を募っています。これはあくまで返品が伴うものではないかと思われませんが、企業版ふるさと納税では様相が違いますが、考え方は同様に感じることから、資料4にあるようにこのような企画や秋田県産の食材を組み合わせたマリアージュ商品の開発、小坂ワインのファンづくりなどの取組を趣旨として展開するために企業の協力を仰ぎ、地域経済の活性化につなげるために活用すべきと考えますが、小坂町としての展望はいかなるものか伺います。

最後になりますが、資料5にありますように、地域エネルギー等を活用し、1年を通して農業を構築するために企業版ふるさと納税を活用できないかを伺います。

実はこの質問には2つの利点があります。1点目は、発言の内容に記載した1年を通じた農業の確立、2点目は、この事業を展開するに当たって小坂高校の施設跡地利用やレールパーク敷地内の奥の敷地を活用するなど提案しようとするものであります。

話は戻しますが、地域エネルギーとは、冬季期間に必要な暖房をもみ殻ボイラーで補い、夏は雪エネルギーを利用したIoTシステムにより管理し、イチゴ栽培やプチトマト栽培を行うものであります。このシステムを利用して栽培を行っている企業が大仙市にあります。秋田県の補助事業を活用して行っていますが、もみ殻に関しては無償で引き取り、原材料としての経費はかからない上に、農家はその処理に困っていることから大変感謝されていると聞いております。

また、このもみ殻を利用したボイラーから出た薫製もみ殻は、地質改良などに活用できることや融雪効果があることから有償で引取りできる利点があります。また、雪エネルギーの元の雪は無限に近いほどあることから、これもまた原材料に経費がかからない利点があります。そしてこのシステムを利用したハウスは、プチトマト2棟、イチゴ栽培ハウス2棟で年

間1,000万円の利益を上げている実績があり、大変魅力的な事業であると思われます。

このような事業を展開するに当たって、資料6にあるような構想を企業版ふるさと納税を活用し、企業などの立ち上げ、雇用促進などの効果も期待できるゼロミッション循環型農業を目指すことはできないかを伺います。

以上、発信の内容6件に関して発言通告書に基づき質問させていただきました。

なお、答弁の後、不明な点等に対しては再質問させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） それでは、6番、秋元英俊君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、「新型コロナウイルス対策のマスク着用緩和について」、1点目の「公共施設においては、町独自で強く推奨すべきと考えるが」のお尋ねであります。

政府は、3月13日からは新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについて、室内では基本的に着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする方針を示しました。今後は、マスクを着用するかどうかは個人の判断に委ねられることを基本として、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断が尊重されるようにしていくということでございます。

しかしながら、事業者における対応として、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者は感染対策上または事業上の理由等により利用者または従業員のマスクの着用を求めることは許容されるとしていますので、当面の間は感染防止対策として職員のマスク着用は継続していきたいと考えております。

また、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、混雑した場所に行くときには、感染から自分を守るための対策としてマスクの着用を推奨していますので、来庁者等へは引き続きマスクの着用を呼びかけていきたいと思っております。

5月8日から感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることが決まりました。第8波は小さくなってきましたが、海外ではより感染力の強いとされる新

たな変異型ウイルスが流行していることから、次の第9波が来ないとも限りません。マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく基本的な感染対策は重要であると考えますので、引き続き3つの密の回避、人と人との距離の確保、換気等を励行し、公共施設の入り口では検温、手指消毒を継続して感染対策に努めてまいりたいと思います。

次に、「企業版ふるさと納税について」のお尋ねでございます。

企業版ふるさと納税は、企業が地方自治体の地方創生の取組に対して寄附を行った場合は、法人関係税を税額控除する仕組みであり、企業としては地域振興やSDGsの達成などの社会貢献ができるほか、法人税の軽減を受けられる利点がございます。寄附額の下限は10万円、寄附を行う企業はどの事業に寄附を充当するかを選択することが可能となっております。

この企業版ふるさと納税による寄附の受入に当たっては、地方自治体は地方版総合戦略を策定し、国の認定を受ける必要があります。令和4年11月時点で認定を受けた地方自治体の数は、46道府県、1,487市町村に上っており、地方自治体が行う地方創生事業の貴重な財源の一部となっている一方で、地方自治体間で企業版ふるさと納税のアピールが過熱している状況にあると認識しております。この企業版ふるさと納税は令和6年度までの時限的な制度となっており、令和7年度以降については現時点において未定となっております。

町が国から認定を受けた地方版総合戦略「小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第6次小坂町総合計画前期基本計画の重点プロジェクトとして位置づけしており、各種の個別計画とも整合性を図りながら推進することとしております。町の喫緊の課題である人口減少問題、若者の減少やにぎわいの喪失からの克服と地方創生を実現する目標を掲げ、まち・ひと・しごとの3つの柱からなる様々な戦略事業には重点的に予算を配分し、事業の着実な推進を図っているところでございます。

1点目の部署の枠組みにとらわれない横断的なプロジェクトチームの立ち上げを企画できないかのお尋ねでございますが、企業版ふるさと納税の寄附の募集に当たっては、小坂町ホームページに寄附の受入れが可能な事業を掲載しているほか、内閣府のホームページでも寄附の受入れ可能な自治体として紹介されているところでございます。

令和2年度税制改正においては、企業版ふるさと納税の税制控除が拡大されるなど、企業側の企業版ふるさと納税に対する関心は一層高まってきていると感じております。町のSNS等で発信していくとともに、私自身が企業に対してトップセールスを展開していくことで、小坂町の企業版ふるさと納税の魅力をしっかり発信してまいりたいと考えております。

また、内閣府においては、地方自治体と企業版ふるさと納税による寄附を検討している企業とをマッチングする場を提供しておりますことから、こうした場へ積極的に参画し、企業に対して小坂町の企業版ふるさと納税に目を留めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

こうした取組を着実に推進していくことが重要であります。企業版ふるさと納税は時限的な枠組みであることを踏まえ、組織横断的なプロジェクトチームの立ち上げは現在のところ想定しておりません。

2点目の子どもたちの国際教育の推進や人材教育、起業支援を行うためのふるさと納税の活用、3点目のワイナリーを核に小坂町の活性化を進めるためのふるさと納税の活用、4点目の地域エネルギー等を活用し、1年を通しての農業を構築するためのふるさと納税の活用については関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

先ほども申しあげましたとおり、企業版ふるさと納税の用途は、第2期小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載された戦略事業の中から、寄附を行う企業の希望により充当するものでございます。議員によりご提案いただいた取組のいずれにつきましても、第2期小坂町まち・ひと・しごと総合戦略に掲載されており、企業版ふるさと納税による寄附の充当が可能となっております。しかし、寄附する企業に対し、小坂町の企業版ふるさと納税や寄附を充当した事業の成果のアピールが不足していると感じていることから、今後は少しでも寄附件数及び寄附額を伸ばしていけるよう努めてまいり所存であります。

特にワイナリーを核とした小坂町の活性化につきましては、グリーンツーリズム推進事業の一環として令和5年度に計画しております日本ヤマブドウワインコンクール開催の財源の一部にこの企業版ふるさと納税の寄附を活用する予定としております。この機会に小坂町産ワインの魅力を全国に発信していくとともに、交流人口の増加や観光振興にもしっかりと結びつけてまいりたいと考えております。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

「新型コロナウイルス対策のマスク着用緩和について」について、2点目の「卒業式にお

ける町の教育委員会としての方針は」のお尋ねであります。

秋田県教育庁を通じ、文部科学省からの通知では、児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とするとしております。

当町では、新型コロナウイルス感染症はまだ収束していないこと、児童生徒、保護者の方の不安を取り除きたいとの考えから、参加者全員がマスクを着用することとしております。ただし、原則として卒業証書授与、式辞・祝辞、挨拶、個別のスピーチ時のみマスクを外すこととしております。

また、式をできるだけ簡素化し、来賓・保護者等の人数を制限するなど、感染防止対策を実施いたします。様々な制約のある中でも思い出に残る厳粛な卒業式となるよう、保護者のご理解をいただきながら児童生徒、教職員が予行練習に取り組んでおります。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 町長及び教育長、答弁ありがとうございます。

再質問ではありますけれども、役場等では職員等が今まだマスクを着用すべきという考え方で推奨する状況の中で進めているということで理解しました。政府の新たなマスク着用の考え方は、医療機関の受診時には着用を推奨するとしております。小坂町歯科診療所での対応、周知はどのようなものか、ここで伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 歯科診療所の患者さん等につきましては、スタッフは当然マスク着用はさせますが、掲示等においてマスク着用を協力していただくと。ただし、治療の際には当然マスクを外すわけですから、それまでの間については今までどおりマスク着用についてお願いをしていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） まだマスク着用という形が続くと考えています。まだまだ外すには私を含めた高齢者はリスクが高い状況の中で、先ほどもお話ししておりますが、小坂町は高齢者の割合が高い状況の中では、町としてもそういう機関等ではマスク着用を強くではないですが推奨して、その周知をしていただきたいというのが本音であります。

歯科診療所は小坂町、町の経営ですから当然役場が周知業務をすると思うのですが、町営

ではない小坂町の診療所においては、その周知が十分行われているのかどうか伺います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 先日、診療所の先生とお話をさせていただいておりますが、引き続き患者さんについてはできる限りマスクの着用について協力を求めていきたいということで、掲示等により周知をしていきたいということは伺っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

先ほど来、何回も言っていますけれども、みんな外すときに疑心暗鬼になる状況があるので、その辺も十分踏まえての周知をしていただきたいと思います。今さらではございますが、住民の安心・安全のための対策はこれで十分ということはないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、卒業式におけるマスク着用の確認です。県の範囲になりますけれども、高校生は卒業式を終えております。卒業生の中には大学受験に影響が出ないかと心配する方もいる中での卒業式が行われたわけですけれども、小坂高校での卒業式のマスク着用はどのようなものであったか、認識しているとすればお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） 小坂高校での卒業式についてというお尋ねでした。

私も出席をしてきました。生徒についてはマスクを着用して入場しておりました。証書授与のときはマスクを外して行われていました。そういうような形で取り組んでいたと見ています。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

今質問したのは、恐らくそれが参考になって中学校、小学校、ましてや幼稚園というような形の中での卒業式・卒園式に適用になるのかなという形でお聞きした質問でした。

今の卒業生は入学時からマスクの着用を求められてきた中で3年間過ごしております。保護者の方々や先生たちはやはり生徒の笑顔を見たいと思ひていると思ひますので、換気等に十分配慮して卒業式を行っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

また、関連した再質問ですが、4月1日からマスクの着用を求めないとしております。もし着用を推奨することがあるとしたらどのような事例を想定しているかを伺ひます。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） 4月1日以降の新学期におけるマスクの着用については、現段階でまだ留意事項等については出されておられません。改めて通知をしますということです、それを受けて対応していきたいと思っています。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 分かりました。いずれにしろ学校に限らず今後もコロナウイルスが猛威を振るわないとは限らない。海外ではマスクを外した後、やはりクラスターが多く発生したとの報道もあった状況で、町や教育委員会はその動向に十分注意を払っていただき、そのようなことが起こった場合、即座に適用の対応をお願いしたいと思っているところであります。

次に、企業版ふるさと納税の活用についてですが、プロジェクトは立ち上げることはできないという状況は理解するし、先ほど言ったようにホームページでも紹介していますし、内閣府でも紹介するというようなことで、十分PRしているという事は理解しております。

町長の答弁の中で、この企業版ふるさと納税も2025年3月31日までになっているということで、期間がちょっと少ないのかなということも自分なりに理解はしております。そういう状況の中では十分やり得ることであるし、町長が答弁で言ったように企業版ふるさと納税の推進を考えているということで理解しました。十分頑張ってくださいと思います。

また、次のことなのですが、1年を通しての農業の構築ですが、地域エネルギーを活用した事例を把握していると思います。小坂町でもみ殻ボイラーの実証事例があります。小坂町です。地元で展開している事例があることは大変参考になるとは思います。見学等を検討してみてもよいのではないかと思います。産業課長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） この資料にあります大仙市、私どもの職員は何人か視察はしておるところです。昨年だったか、おとしだったかも農業団体で視察をする予定ではあったのですが、コロナの関係で行けなかったということもありましたので、機会を見て地域の農業団体の方々と視察をしてみたいなどは、たしか前の議会、いつだったかの議会でもそのような形で答弁をさせていただいたと思いますので、そこはそのような形にしたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 資料にありますその企業は、大変効率的なハウスでの事業であります。

先ほど言ったように年間でイチゴハウスが2棟、プチトマトが2棟、計4棟で年間1,000万円、これはかなりの収益になる状況が生まれています。小坂町としても冬期間の農業事業者の雇用や収入の面を補うのに大変有効であると考えていることでもあります。小坂町としても有効な施策として捉えていただくことをお願いするものであります。

昨年、小坂町で農業公社を立ち上げたい旨の話があったと認識しております。これはたしか副町長の口からそういう話が出たと思っています。このような構想をバレイショの事業だけではなくてイチゴ栽培、プチトマト栽培等の事業を構想にぜひ入れてもみ殻ボイラーを使った事業を展開していただけないかと思しますので、役場としても十分考えていただきたいなということで、ここでは終わります。最後になります、ふるさと納税の再質問で、2月16日の読売新聞でふるさと納税の返礼品を含む経費の総額が国の基準寄附額の5割を超越している自治体が2021年度に全体の8%に当たる138市町村に上ったことが同新聞社のまとめで分かりました。

総務省は、改善しなければ制度から除外する可能性があるとして、超過している自治体に警告書を送ったとしております。平成8年度の制度開始後、趣旨に反して高額な返礼品を提供する自治体が相次いだことから、19年に返礼品は寄附額の3割以下で地場産品、経費の総額は5割以下とする基準が設けられております。経費は送料やふるさと納税の仲介サイトの手数料や広告費などが加算されるため、それらの値上げなどがあれば総額の5割以下を維持できない状況も考えられることから、小坂町では国の基準を超越することのないようにしていただきたいと思いますと思っていますが、現状総額は何割を維持しているか伺います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） はっきり細かい数字までは今持ってきていないので把握していませんが、基準を超えないようにずっと運用してきております。確かに議員おっしゃるとおり、全国でこのふるさと納税の争奪合戦が白熱していて、地場産品ではないものまで返礼品に活用したりして大変高額な返礼品を用意してふるさと納税を獲得しようとしているような自治体も多く見られてきていることから、そのような国の措置が講じられたことと思います。

うちのほうでは一切オーバーすることなくやっております。逆に返礼品がもっとあればいいなという状況ですので、返礼品の開発にはこれから力を入れてふるさと納税をもう少し増やしていけるようには頑張っていかなければならないなと思っていますところです。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

小坂町では、地場産業での展開をしていると思いますので安心はしておりますし、5割を超えるような状況ではないということで展開していると思いますので、安心しております。

今年度もふるさと納税の実績は右肩上がりだと推測しております。ふるさと納税業務の委託も功を奏しているのかなと思われることから、今後返礼品の魅力ある形を造成しながら頑張っていたきたいと願っております。

最後に、議長、ひとつお願いがあります。先般、成田副町長が3月31日をもって退任するとの発言が町長よりありましたので、一言発言をお許しくださるようお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） どうぞ。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

私としては、鹿角広域行政組合時代から大変成田副町長にはお世話になり、この場を借りて一言御礼を申し上げたいと思った次第であります。

成田副町長は、役場職員時代からの経験を遺憾なく発揮し、細越町長を支えてきたいわゆる屋台骨であります。その手腕や熱血漢に今ここで敬意を払い、ご苦労さまと申し上げるとともに、これからは治療に専念し、完治していただき、また、小坂町のために力を貸していただくようお願いして、勇退へのはなむけの言葉としたいと思います。成田副町長、本当にご苦労さまでした。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、6番、秋元英俊君の一般質問を終結いたします。

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 次に、8番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

なお、鹿兒島議員からは、事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

〔資料配付〕

〔8番 鹿兒島 巖君登壇〕

○8番（鹿兒島 巖君） 8番、鹿兒島巖であります。

私は、今定例会では2つの課題で一般質問をさせていただきます。

まず、第1の課題は、グリーンフィル小坂への一般廃棄物焼却灰搬入に関わってであります。

ご存じのように東日本大震災から12年目、しかし、いまだに震災からの完全な復興とは言えない現実と未解決のままとなっている課題が幾つか残されているところであります。その未解決のままとなっている課題の中で、原発事故で放出された放射性物質が付着し、処理が必要とされた指定廃棄物が今でも未処理のまま一時保管、これは仮置き状態として被災地とその周辺とともに首都圏各地に大量に存在する問題とその解決への課題が残されているわけでありまして。

この問題については、国は2014年に放出された放射性物質によって汚染された下水やごみなどの焼却灰などのうち、放射能濃度が1kg当たり8,000Bqを超えたものを指定廃棄物とし、その処理は国の責任、そして国が最終処分地を建設し、処分は発生した都県内で行うという方針を示したわけでありまして。

8,000Bq問題で言えば、8,000Bq以下は一般廃棄物として処理が可能としたことと関わって、町はこの基準に対して町独自に4,000Bqの基準を設定してきたところであります。しかし、最終処分を廃棄物発生都県としたことから、指定廃棄物を一時保管している自治体や最終処分場の候補地とされた国有地の所在自治体での強硬な反対などでこの問題は棚上げのまま今日に至っているところであります。そしてご存じのように11年が経過した現在も国の方針は一県たりとも実現していないという現実があります。

こういったことから、国はその処理を促進するために関係都県自治体への働きかけを続けており、今後、都県各自自治体での処理方法によっては、その処理後のいわゆる廃棄物残渣あるいは焼却灰等がグリーンフィル小坂で受入れ廃棄物に新たな問題として持ち込まれる可能性があるのではないかと懸念があるところであります。

そこで伺います。この問題について町としてどう捉え、どういった対応を考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

答弁をお聞きして、改めて質問をさせていただきたいと思っております。

2つ目の課題は、学校給食の完全無償化に関わってであります。

昨年12月議会で学校給食の完全無償化について提案をし、町からは子どもたちにとってよい方向に行くようにもう一度検討したいとの答弁をいただいたところでありますけれども、年明けの1月16日の総合教育会議での結論では、半額助成の継続としたとの報道がありました。

そこで伺います。どのような協議がなされた上での結論かお聞かせいただきたい。そして子育て支援の課題として、また、憲法第26条、義務教育の無償化をはじめとして学校給食法や食育基本法などの関わりとしてその実現を求めたところでもありますけれども、義務教育との関わりなどについては論議されたのかどうか、まずこの点について改めて答弁をお伺いして、改めて質問をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） それでは、8番、鹿兒島巖君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

グリーンフィル小坂株式会社の一般廃棄物搬入に関わって、東日本大震災に伴う原発事故により一時保管されている指定廃棄物の指定解除に伴う受入れの危惧についてのお尋ねであります。

初めに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の事故により東日本の広範囲にわたって高濃度の放射性物質が拡散しました。これが日常生活の中で排出されるごみの焼却灰、下水汚泥、稲わらや堆肥などに付着し、放射性物質による汚染された廃棄物が発生いたしました。

この事故から間もなく12年を迎えますが、汚染されたごみの焼却灰や稲わらなどの放射性濃度が国の基準値である1kg当たり8,000Bqを超える指定廃棄物が令和4年9月末時点で10都県に約40万7,000t保管されていることを新聞等で確認しているところでございます。

さて、一時保管されている指定廃棄物の指定解除に伴うグリーンフィル小坂株式会社での受入れの危惧についてであります。

一時保管されている指定廃棄物につきましては、平成28年の法律改正により国の基準値である1kg当たり8,000Bq以下となった場合には、一時保管者、自治体と協議の上で国が指定を解除すれば普通のごみと同様に処分できるようになりました。しかしながら、町ではグリーンフィル小坂株式会社との間で締結しております協定において、国の基準とは別に1kg当たり4,000Bqの独自基準を定めており、空間放射線量を測定することによってトラック1台ごとに放射線量の計測を実施しております。

また、町に一般廃棄物が搬入される際には町との事前協議が必要で、町で事前協議に応じ

ている一般廃棄物は原則として当年度内に発生した分のみであり、複数年にわたり保管された焼却灰は事前協議の対象としておりません。

平成29年9月議会の一般質問でもお答えさせていただきましたが、このような点からも、指定廃棄物の指定が解除された一般廃棄物については今まで搬入されたことはなく、町としては今後も受入れをする考えはございません。

また、グリーンフィル小坂及び秋田県が実施している放流水や空間放射線量の測定のほか、町でもグリーンフィル小坂の処理水及び大谷地川と小坂川の河川水の放射性物質の測定を3か所で継続して実施するほか、グリーンフィル小坂最終処分場と処分場境界及び町内6か所の空間放射線量の測定を毎月定期的に行い、いずれも異常なく安全であることを確認しており、今後も継続してまいります。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

学校給食無償化の課題について、昨年12月16日開催された小坂町総合教育会議では、半額助成継続との結論だったようだが、どのような協議がなされたのか。また、義務教育の関わりなどは議論なされたのかのお尋ねであります。

議員からは何度かご質問をいただいておりますが、教育委員会では、子育て支援を教育行政の重点施策として平成28年度から小坂小中学校の児童生徒を対象に給食費の半額助成を実施しております。その他就学・教育支援として遠距離通学の児童生徒に対しての通学費や学校教材費、部活動等の県大会以上の派遣費の全額支援などを実施しております。

総合教育会議の出席委員からは、保護者は半額助成でも助かっている、ほかに教材費助成などいろいろな助成を行っている、全額助成にこだわらなくてもよいのではないか、全て無償ではなくある程度負担があったほうがよいなどのご意見をいただいております。義務教育との関わりなどについては、話題とはなりませんでした。

これからも子育て支援と食育の観点から、安全・安心でおいしい給食づくりに取り組んでまいります。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

再質問に入る前に、グリーンフィル処分場の拡張計画に関わって2点ほどお聞かせいただきたいわけではありますが、まず、拡張計画の進捗状況はどうなっているのかお聞かせいただきたい。

そして2点目は、近年の気候変動、特にこれまで経験したことのないような集中豪雨などに対応できる計画になっていたのかどうか、安全対策の再検討が必要ではないかという心配がありましたので、進捗状況と併せてその計画の中身についてお話しいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 現在、グリーンフィル小坂におきましては、県との最終処分場拡張に伴いまして設置許可の申請中でございます。申請内容に問題がないことが確認されますと、令和5年度中に工事が進められるとのことでございます。

なお、大雨に対応して貯水槽の増設を検討しているということでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ただいまの心配は取り越し苦労であればいいのですけれども。本当に今、日本だけでなく世界的に様々な災害が起こっております。その災害の状況を見ると今までにないような災害が起こっているわけでありまして、当町、特にグリーンフィルの立地等を考えますと、言ってみれば町民の頭の上にある施設でありますので、こういう点についてくれぐれも十分抜かりのない対応をしていただきたいと思いますということをまずお願いしておきたいと思います。

それでは、改めて第1点目の課題についてでありますけれども、指定廃棄物が先ほど答弁にありましたように、首都圏をはじめ10県で相当の量、40万t、すごい量が残っているわけであります。こういった指定廃棄物がどこの市町村あるいはどこの処理場にどのぐらいずつあるのかという把握はしておるのかどうかという点からお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 指定廃棄物の一時保管ですが、10都県に40万7,000tほどございますが、そのうち福島県に38万2,000t、福島県以外の9都県に2万5,000tという把握は

しております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今現在の状況をぜひとも正確な把握はできるだけやっていただきたいと思います。といいますのは、廃棄物がどのくらいあるのかということに関わって、先ほど言ったように40万6,931 tという数字であります。そのうち福島県にその大半の38万2,392 tあるとされております。この福島県分は2017年度から同県の富岡町の最終処分場に搬入が進められているところで、問題は福島県以外の都県分、具体的には栃木県の1万1,343 t、千葉県の3,717 t、茨城県の3,536 t、そして宮城県の2,828 t、群馬県の1,187 tなど約2万 t、そしてこの指定廃棄物がどういう状況にあるかと言えば、コンクリートカルバート方式による保管あるいはフレコンを積み上げたままの保管、これが大半であります。

そこで、議長に許可をいただいて配付いたしました資料をご覧いただきたいわけですが、この資料は今年度のグリーンフィルでの一般廃棄物受入れ一覧表、町の資料を頂いたものを私なりに各県別に集計し直した表であります。ここにありますように、今年度は13件、52自治体からあるいは事業所から5万4,712 tの受入れ契約となっていたわけであります。これは近年大体五万二、三千 tがずっと来ておりますから、恐らく今、新年度に向けて契約が進められているそうではありますが、この数量はほぼ同じあるいはまた契約する自治体もほぼ同じになるのではないかというふうに思っているわけではありますが、中でもグリーンフィルとの関わりで気になるのが、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、そして宮城県の各県での状況があるのではないかということが分かるわけであります。

ご覧のように、千葉県は15の自治体から契約をいただいて、今年の実績で総量1万8,788 tという数量になっております。一番この中でも多いのが船橋市、市川市、こういったところ。例えば船橋市で見ますと、どういう状況になっているかという今年受け入れたのが4,450 tで、そのうち焼却灰が2,250 t、処理済みじん灰が2,200 t、こういうふうになります。

先ほど言ったように、この小坂町のグリーンフィルとの契約のある市町村に一時保管物があるのかなのかというのは非常に気になるわけであり、一時保管物があると一般廃棄物に混入されて処理される、そういうおそれがないわけではないと。都市部では一刻も早くこれを処理したいと思っているわけです。いつまでもコンクリートカルバートのままに置かれているあるいはフレコンが目についてしょうがない、何とかしろという圧力が相当かかっております。

ですから、何とか処理をしたいけれども、処理に困っているということの中で、場合によっては、私は疑って申し訳ないのだけれども、いつの間にか一般廃棄物として一緒に燃やされて、その灰が小坂町に入ってくるということはないのかという心配をしているわけであり、特に町として改めて調べていただきたいのは、新しく新年度に契約をする自治体の中に一時保管物があるのかないのかについては個別にぜひ調査をしていただきたい。そういう手間をぜひ惜しまずに取りいただきたい、それがまず安心・安全の第一歩だろうと思えますけれども、そういったことについていかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） グリーンフィル小坂におきまして受け入れる際の指定廃棄物が混入されるかどうかにつきましては、事前に確認したいと考えております。

なお、グリーンフィルでは、先ほども申しましたように4,000Bqという基準があります。指定廃棄物は8,000Bqでありましてセシウム137の半減期は約30年となっておりますので、事前に搬出元、またグリーンフィルでの搬入の際の空間放射線量の測定時にチェックが入りますので、搬入はないと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

新聞報道によれば、例えば千葉県9市で3,717t保管をしていると。清掃工場など公共施設を中心に一時保管だと指摘した長期保管に住民から不安の声が上がっていると。千葉市では全量が基準値以下となったことから国と協議をして指定解除を行い、指定廃棄物はゼロとなったと。いわゆる指定廃棄物はゼロになったと報道はされました。

しかし、国の指定解除の基準値は8,000Bqであることの問題点、指定解除対象廃棄物イコール安全ということにはならないのではないかと。こういう疑問を私は持つのですが、その心配はありませんか。どういうふうに思いますか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 搬出元の焼却灰に関しましても、空間放射線量、また、焼却灰の廃棄物の測定をしておりますので、グリーンフィル小坂への受入れの可能性はないと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ですから、先ほどお示ししましたこの一覧表の中にあるように、各地における廃棄物の処理の形態、そしてまた、小坂町に搬入されるであろう焼却灰の状況と

いうのは様々あります。焼却灰であったり、混合灰であったり、主灰だ、残渣処理のじん灰だ、いろんな種類がありますよね、一律じゃないのです。したがって、それぞれの自治体からどういう形で入ってくるのか、そしてまた、入ってくる前にどういう処理をされたのかということについてはくれぐれもチェックが必要であろうと。

一つの例ですけれども、半減期が30年のセシウム137、例えばそれが10年たったから半分までいかなくとも大分薄まっているはずですよ。8,000Bqが6,000Bqになっているのかもしれない。さらには4,000Bqぐらいのやつは2,000Bqになっているのかもしれない。ただ、しかし、例えば2,000Bqになったものでも、それが焼却を経る形の中でガス溶融炉というような高性能な焼却炉で焼却すれば濃度は10倍になります。したがって、2,000Bqのごみを捨てて燃やした灰は10倍、2,000Bqの10倍ですから2万Bqの濃度になるわけです。灰はそうなります。そういう状況を把握しておかないと、処理のどさくさ紛れに小坂町に入ってくるのではないかという心配は押さえていただきたいと思っているわけであります。

次に、今申し上げましたように一時保管となっている指定廃棄物の処理をめぐって、国の方針と関係自治体との対応によって様々な動きがこれから想定をされます。町として国・県、グリーンフィルと連携を密にして情報をオープンにさせていただく必要があるのではないかと思います。この辺はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 議員おっしゃるとおり、国・県、グリーンフィルと連携を密にして、受入れに関しましては取り組んでいきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ情報をオープンにさせていただきたいと思います。

これまでも申し上げましたように、本来やはりこういう疑いのあるごみについては搬入してほしくないと思うのです。しかし、企業活動のこともありますからなかなか難しい問題があるかもしれない。しかし、町としては町民の命と暮らし、安全・安心を担保するというのであれば、こういった疑いのあるものについてはきちっとチェックをしながら、安心・安全のための情報発信、そしてまた、安心・安全を保つための施策は最大限に取っていただきたい。

これまでも申し上げたように、大震災による様々な災害に対する未解決問題はまだまだあります。当町ではごみの問題がありますが、福祉の問題では、例えば放流水の問題をどう処理するのか、これは大きな問題になっている、各地にそういう様々な問題がある現実があり

ますので、当町としてはまだまだこの問題についてはしっかりと対応していただきたいというのをここでお願いして、この問題については終わりたいと思います。

次に、学校給食の完全無償化に関わって、改めて質問をいたします。

1月16日の総合教育会議について新聞報道では、先ほどの答弁にありましたように、出席した教育委員から、半額でも保護者は助かっている、全額にこだわらなくてもよいのではないか、いろいろと助成しており給食費は現状でよいのではないかとの意見があったということと、教育長がこの課題に関わって18年度のデータを示して、全額助成は全国で4.4%、県内で3自治体であったことを示し、町はいろいろな教育支援を行っており、給食費だけをピックアップするのではなくトータルで考える、と述べたと伝えられておりました。先ほどの答弁、そういうことであります。

この報道だけを伝えられますと、給食が無料となっていることは、全国で4.4%、県内でも3自治体、こういうふうに少ない状況なのだということを理由にして否定的な説明がされたというふうに受け止めたのは私のひがみでしょうか。この提起について少なくとも教育委員会が学校給食問題を提起するときに法的な裏づけ、例えば憲法との関係、学校給食法との関係、こういった関係における給食費とはどういう位置づけをすべきかということについて説明をしていただいております必要があるのではないかと。

教育長は、昨日の教育行政の方針と予算の対応についての中で、学校給食の半額助成について触れ、子育て支援事業として保護者の負担軽減と地産地消のさらなる取組を進めることを目的に云々と説明されました。私はこの説明を聞き、その言外に給食費は本来全額徴収すべきであるが、昨今の社会経済情勢の中で保護者の負担が大変な状況にあるのでまけてやるとの考えがちらつくのであります。これはうがつ過ぎでしょうか。義務教育における食育の位置づけをどのように捉えているのか、改めて説明をお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） お答えいたします。

まずは、憲法第26条のことがありましたが、その中には義務教育の無償ということがうたわれております。憲法の第26条の部分に義務教育は無償というところがありますが、その範囲は授業料に限定されるという最高裁の判例が出ています。給食については、学校給食法という法律によって、給食は教育の一環、食育というふうに位置づけられていまして、第11条で調理場の設備費、光熱水費、人件費などは学校の設置者の負担、それ以外の費用である食材費のみ保護者の負担とすることが明記されています。それにのっとり進めているところ

であります。

総合教育会議においては、ここの部分については特段議論の場にはなっておりません。

以上です。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 憲法制定から70年がたちました。憲法の条項に従って国民の生活を維持向上させていくというのがいわゆる国の責任、そういうことの中で憲法に定められたけれども、まだ実現しない条項というのはまだたくさんあります。しかし、少なくとも憲法に定められた事項について不断の努力をして向上させていく、これが国民の求めることであり、特に国民の命と暮らしを守っていく国あるいは自治体、行政の責任としては不断の努力が必要であろうというふうに思うわけであります。常に憲法の規定に定められたような国民の暮らしに向けての取組をしていくということが第1の課題だろうと思います。

そういう中で、少なくともこの義務教育の問題の中で、特にこの食育という問題が最近非常に重視されてきているわけでありまして。例えば子ども食堂の問題についてもそうです。本来家庭の中で今まで済まされていたことが家庭だけじゃなくて地域、そしてまた社会で支えていく、そういう中で食育に関わって子ども食堂等ができています。少なくとも学校教育、義務教育の中で食育問題というのは第1の課題として取り組む必要があるだろうと。

先ほど教育長は、憲法でそうあったけれども、法律の中ではこうだと言いましたけれども、やはりその法律そのものを憲法に向けて実現の努力をしていくということをぜひ取り組む必要があるだろうと。例えば教育委員会の中では、憲法との関係あるいは法律の関係についても十分論議した上での結論を出すと、そういうことに取り組んでいただく必要があるのではないかと思ったわけでありまして。

学校給食法では、その目的の第2条に、学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するためというふうに言っております。第3条に、学校給食とは、義務教育学校においてその児童または生徒に対し実施される給食を言うとし、さらに第5条で、国及び地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならないとしているところであります。

また、平成17年に制定された食育基本法では、21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と体を養い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につ

けていくためには何よりも食が重要である。今改めて食育を生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基本となるべきと位置づけること云々と言っているわけであります。

さらに、今この家庭、学校、保育所、地域等を中心に国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが我々に課せられた課題、こういうふうになっております。国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組について法制化されたという経過の中で、家庭の状況に左右されることなく、全ての子どもが義務教育を受けるための経済的保障が義務教育の無償の原則ということをしつかりと踏まえ直して、食育としての学校給食が無償であるということについての憲法の規定をもう一度捉え直していただきたい。

財源に余裕がある場合に実施する、こういう種類の施策ではなくて、財源が厳しくても何としてもこれを実施していく、そういう課題がこの学校給食無償化の中にあるのではないかというふうに私は考えます。この点について教育長並びに町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） 食育についての重要性については、これまでも教育委員会も学校としても大事にして取り組んできているところであります。これからも取り組んでいくことに変わりはありません。その中で学校給食のよりよい在り方をどうすれば子どもたちにいい支援ができるか、保護者の経費負担につなげられるかというところで現在取り組んでおりますので、先ほど説明したとおりの考え方でこの後も進んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） まず、今、教育長が話をされたことと一緒に考え方で進めてまいりますけれども、憲法等、それらについてはまだまだ私も理解不足のところがありますので、研究しながら子どもたちがより成長できる過程において一助となるように考えていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 特にこの問題を考えるときに、子どもの置かれている状況が厳しいからという捉え方が一般的にはあるようであります。しかし、そういう問題ではないということなのですよね。子どもの経済状況がどうあろうとも、国の責任としてしっかりと義務教育を行うためには給食というのが必要なのだという位置づけをするかどうかという課題であります。

そういう意味で先ほど私が総合教育会議を開いたときに委員から、半額助成でも助かっているという声があったというお話がありました。そういう助成だけの問題ではないと。子どもを育てていく上での義務教育の位置づけの中での食育、これは子どもの状況がどうのこうのあるいは親の経済状況がどうのこうのということで半額にするとか、全額にするとかいう問題ではなくて、きっちりとやはり国の責任として義務教育を支えていく、その義務教育の中の柱である給食をしっかりと位置づけていくということが必要ではないかというふうに私は申し上げているわけであります。

もう一度申し上げます。家庭の状況に左右されることなく全ての子どもが義務教育を受けるための経済的保障が義務教育の無償原則、その無償原則にのっとった食育としての学校教育の無償化ということをごひとも実現していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

以上であります。

○議長（目時重雄君） これをもって、8番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

◇ 菅 原 明 雅 君

○議長（目時重雄君） 次に、5番、菅原明雅君の登壇を求めます。

〔5番 菅原明雅君登壇〕

○5番（菅原明雅君） 皆さん、おはようございます。

5番、菅原明雅、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

早いもので3年がたとうとしています。改選直後の議会だよりで目時議長は町をよくするための提案型の議会にしたいと述べられました。同意見でありましたので、この3年間は私なりに町をよくするための提案をしてきたつもりであります。

また、前回の12月議会で小笠原議員が町当局にこの議会会議録をよく読んでいただきたいと話されましたが、それは我々議員も同じことだと思い、読み返してみました。受け入れていただいた提案もありますし、無理なことを言ったものだと反省するものもありました。しかし、できることなのになかなか前に進まない、そういう提案もあるように思います。残り1年、自分の発言に責任を持って言いつ放しで終わらないように、また、当局側にとっては、

口幅ったい言い方になりますが、その場しのぎの回答で終わらないように互いに研さんし、町の前進、活性化に努めていきたいと改めて思っております。

また、どうしても自分の性格から厳しく追及することを避けてきましたが、残り1年となりましたので、できること、しなければならぬこと、町のための課題は、時には心を鬼にして厳しく追及していかなければならないと改めて思っております。

そこで、第1の高校再編後の高校生への就学支援についての質問であります。

岸田首相が次元の異なる子育て支援を標榜し、各自治体も独自の子育て支援策を2023年度予算に組み入れる動きが報道され、本町においても独自の子育て支援策が講じられるようですが、まずは懸案の高校再編後の高校生への就学支援策が具体的に講じられなければならないと考えます。

私が議員になる以前から、町に高校がなくなれば町の高校生には交通費が支援されることになるだろうということはいろいろな方面から聞こえておりました。また、そうしてほしいと願っておりました。しかし、高校再編が着実に進む一方で小坂町の高校生への支援策の報告はありませんでしたので、昨年6月議会でこの件に関して質問をいたしました。

町からは、町内在住の高校生は全て町外の高校へ通学することになるので、就学支援として交通費を支援することを考えているとの正式な回答を得ました。そしてその際、私は、支援するのであれば町として積極的に高校生を応援する町だという思いを町民に早めにアナウンスしていただきたいと申し添えました。

そして3か月後の9月議会でも、この件に関して鹿兒島議員から、現在の中学1年、2年の生徒や保護者は進学先の高校について既に考えており、経済面を含めて設計しなければならない時期なので、具体的な支援策についてその内容を示すべき時期であろうと問いただされ、それに対し町は、金額などの支援方法についてはこれから詳細を詰め、できるだけ早い時期にお示しいたしますと回答していますが、残念ながらその後正式な報告はありません。

議会だよりを読んで、年内、遅くとも年度内に具体的支援策を示されるものと期待していたのにと保護者からの声も聞こえてきます。なかなか前に進まないなど、のんびりしているものだなというのが正直な私の感想ですが、町民目線での我々議員の繰り返しての質問には、誠実に時代の流れに即してスピーディーに対応していただきたいものと思っております。

鹿角小坂地区の再編高校の名称が鹿角高校と正式に決まり、新しい高校スタートまであと1年となりました。遅きに失した感はありますが、いつまでに高校再編後の高校生への就学支援策を具体的にお示しになるのかご回答をお願いしたい。

次に、（仮称）十和田湖和井内エリア道の駅についての質問であります。

この件に関しては、昨日の行政報告がありましたが、改めて一般質問させていただきます。

十和田湖観光の秋田県側の拠点として期待される（仮称）十和田湖和井内エリア道の駅が、いよいよ本年秋に開設されます。まずは現在の工事等の進捗状況と開設予定日及び開設までの準備等をお教え願いたい。

次に、観光客の激減する冬期間の道の駅の運営には厳しいものがあると予想されますが、その対策等はお考えかお伺いしたいと思います。

以上2点、発言通告書に従い一般質問させていただきました。ご答弁をいただいた後、必要があれば再質問させていただきます、内容を深めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（目時重雄君） それでは、5番、菅原明雅君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

（仮称）十和田湖和井内エリア道の駅について、1点目の現在の工事等の進捗状況と開設予定日及び開設までの準備等のお尋ねでございます。

町政報告でも申し上げましたが、（仮称）十和田湖和井内エリア道の駅の展示設備及び厨房、物販スペースの内部工事は7月に、駐車場工事は9月に完成予定となっていることから、オープンは十和田湖紅葉前の10月7日土曜日とすることで準備を進めております。

道の駅の登録につきましては、6月の認定を目指して準備を進めており、愛称募集により応募いただいた作品を基に名称及び愛称を決定して、道の駅への登録を申請したいと考えております。

また、指定管理者につきましては、3月下旬に開催予定の指定管理者選定委員会で候補者を選定後、指定管理予定者としての覚書を締結し、6月議会で指定に係る審議をお願いしたいと考えております。その後、7月1日に指定管理者と管理運営に関する基本協定を締結して、9月1日からオープンに向けての指定管理業務を開始していただくこととなります。

なお、オープン式典は町で行い、オープンイベントについては、町と協議しながら指定管理者が中心となって実施していただきたいと考えております。

2点目の観光客が激減する冬期間の道の駅を運営していくための対策についてであります。本施設は冬期間も含めて年間を通じて観光誘客を行っていくための十和田湖の観光拠点

施設として位置づけております。

施設の維持管理経費については、指定管理料としての予算計上を予定しており、指定管理者が決定次第、冬期間の維持管理経費について詳細な協議を行いたいと考えております。

また、営業面での運営については、他の指定管理施設と同様に指定管理者の積極的な施策により、地元関係団体とも連携しながら立ち寄り客を増やすなど、誘客を図っていただきたいと考えております。

道の駅の整備につきましては、民間団体で和井内貞行夫婦の銅像を建設していただくなど、町民の関心も高いことと思います。町といたしましての十和田湖への観光誘客については、イベント補助、宿泊施設への誘客支援、インバウンド対策を含めて今まで以上に観光宣伝に力を入れてまいりたいと考えております。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

高校再編後の高校生への就学支援について、いつまでにお示しになるのか具体的な回答を願いたいとお尋ねであります。

統合校については、昨年4月1日付で花輪高校内に鹿角小坂地区統合校開設準備室が設置され、令和6年4月開校に向け準備が進められております。校名につきましては、2月2日、県教育委員会で鹿角高校（仮称）と決定されております。6月の県議会で正式決定となる予定です。

昨年の9月議会では、町内在住の高校生への就学支援としては、交通費を支援するのが有効と考えており、統合校の生徒に限らず、令和6年度より町外へ通学する全ての高校生に支援したい。金額など支援方法につきましては、これから詳細を詰め、できるだけ早い時期にお示ししたいとお答えしております。慎重に協議し、令和5年6月議会までに詳細な支援内容についてご報告したいと考えております。

なお、今後とも少子化・人口減少対策の一環として、子育て支援、教育支援の充実を図ってまいります。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） どうもありがとうございました。

6月議会に詳細が出るということで、正直遅きに失したと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問の趣旨は、小坂町の高校生の保護者の経済的な軽減を図って、町として町内の高校生を応援・支援しているのだということを標榜していただきたいということにあります。具体的にいうと、大半の子育てをした方は実感していることだと思うのですが、それこそ中学校まではいろいろ義務教育ですから支援があるのですが、高校になるとお金がかかるということを実感していると思うのですね。そのことをやはり捉えないと、6月議会でも申し上げましたけれども、交通費、花輪にしても十和田にしても通学定期代が2万5,000円かかる。そうすれば新しい家を建てるときにその分を住宅ローンに回して小坂から離れていこうとか、大館に行こうとか、そういうような流れが出るのはやはり何が何でも避けなければいけない。そのためにもやはり町としてしっかり小坂町の高校生を支援するのだということを町民にアナウンスしていかなければいけないと思っているわけです。そういう点での質問であります。

それで、まず3点お教え願ひたいのですが、まず1番として、小坂中学校生徒の進路状況を簡単で結構です。進学何名、就職何名、その他もしおればその他何名ということで簡単にお聞きしたい。

2番目に、現時点での児童手当の対象と金額をお示し願ひたい。

3点目として、中学校での保護者からの諸経費の徴収金額を伺いたいと思ひます。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 1点目の進学状況ですけれども、詳しくは把握しておりませんが、ほとんどの方が高校に進学すると考えております。

○5番（菅原明雅君） それで結構です。2点目の児童手当。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 児童手当については把握しておりません。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 議員のご質問の児童手当につきましては、国の制度の児童手当ということでよろしいでしょうか。

現在の制度につきましては、ゼロ歳から中学校修了前までの児童に対して支給をしております。金額につきましては、ゼロ歳から3歳未満、それから3歳以上で小学校修了前の第3

子以降については1万5,000円、それ以外の3歳以上、中学校修了前までの児童については月額1万円の支給をしております。

○5番（菅原明雅君） 3点目をお願いします。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 中学校での諸経費の徴収ということでしょうか。

詳しい金額は把握しておりませんが、給食費と、あと教材の一部と把握しております。

○議長（目時重雄君） 5番、大変申し訳ないけれども、再質問については午後からさせていただきます。ちょうど昼食休憩に入らせていただきます。再開は1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） お尋ねのありました中学生の保護者からの徴収金でございますが、学年ごとに金額は違うわけですが、1年生が4万5,000円ほど、2年生が4万8,000円、3年生につきましては卒業アルバム等ありますので6万円となっているということでした。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） それには給食費も含まれているわけですか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 内訳につきましては、給食費、PTA会費、それから生徒会費などが含まれているということです。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 給食費というのは幾らぐらいなものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 3万6,000円ほどになります。

〔「年間3万6,000円か」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会事務局長（古澤 健君） はい、そうです。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 中学生のほとんどが高校に進学すると先ほど伺った。2番目は、児童手当が中学生が1万円、ただ高校に入るとそれがなくなるということになります。3番目の保護者からの諸会費が、給食費を除けば4,000円とか5,000円ですか、その辺、私はちょっと中学校の、よく分からないのですけれども、月割りにすれば1,000円とかそんな感じなのでしょうか。

まず、その質問で何を言いたかったかという、大半は高校に入ること、高校はもうほとんど義務教育化しているのです。この前の秋田県の入試でも、0.86倍ですか、高校に入りたい生徒よりも定員のほうが多い時代になっていますので、もう義務教育化していると。義務教育化しているけれども義務教育でない、いろいろお金がかかるということなのです。ですから、子育てした人の大半は、やっぱり高校に入ってどっとお金がかかるということ、その負担を軽減したいというような思いで質問しています。小坂町の子は、またそのほかに交通費がかかるわけですから。

それで、ここに鹿角高校の事務局のある花輪高校のほうからいただいた資料があります。資料として提出したいとも思ったのですが、数字が独り歩きしてしまうと高校のほうに迷惑がかかるだろうということで、口頭でお話しします。

高校には入学金がかかります。高額所得者は授業料、月々9,900円かかるのです。それで、ざっくり言いますと、4月の入学時に入学金であるとか入学時納入金であるとか4月分であるとか現金4万円を徴収するそうです。そのほかに制服代ですね。新しい学校では男子は高校の標準服ということで一括納入の代金には含まれないわけですが、成長期ですので、新しい制服を準備しなければいけないと思います。女子は制服一式、それにトレーニングウェアだとかトレーニングパンツだとかシューズだとかいろいろで、その時点で11万5,000円納入するそうです。ですから4月の時点で15万5,000円です。多分、義務教育から高校に行ったとき、ちょっとびっくりするのではないかなと思います。

そのほかに諸会費の納入金というのがあって、例えば先ほど教育長から話があったように、中学校のうちは全県大会行くとかという補助があるわけですが、高校の場合は市からも町からも県からも補助は基本的にありません。ですから、大半の学校で部活動後援会費というのをつくって、そして徴収をしていくわけです。そして、総体のときには何割とか、県体、新人戦は半額だとか、そういうような形で補助をしているわけで、部活動にかかるお金、それにPTA会費、教育振興会費、それに学年費といって、それこそ卒業アルバムだとか進路のための教材だとか、そういうものも含めてざっくり言って月1万円納入、入学時は

15万5,000円、それ以外の月はざっくり言って1万円ぐらい納入します。

ですから、先ほどの中学校までの手厚い指導に比べてやっぱりかなりかかるわけです。そのほかに、例えば修学旅行の積立てであるとか、鹿児島委員がよく言われますけれども、給食がありませんので、保護者が毎日弁当を作るにしてもコンビニで買うにしても、毎日のことですから結構な額がかかるのです。

それとやっぱり厳しいのは部活動ですよね。私もバレーボールを指導していましたが、強くなると春・夏・冬休み、県外の遠征合宿とかに行っていました、そういう合宿費。大会の数も中学校に比べれば格段に多くなります。まず基本的には保護者が出すということになります。

それに加えてそのほかに、あまり言ってもしょうがないのですが、それこそ大学進学とかになれば仕送りしなければいけないのでということで、積立てもしているという保護者もいっぱいいます。ですからやっぱりかなりお金がかかる。

そういう中で小坂町の子どもたちは交通費もかかるということで、そこが町にとっても大きな問題ではないかなということで、町が高校生を応援するのだという姿勢を早めに知らせていただきたいということで、去年の6月からこの質問をしているわけです。それで、6月にご返答いただくということでありますので、手厚い補助、支援をしていただければありがたいと思います。この件に関して1点だけ言って、次の再質問に移りたいと思います。

これは町長になのですが、保護者にとって部活動というのは結構大きな比重を占めています。小坂町はプロ野球選手が生まれたという町でありながら中学生の野球部は単独で出られない。保護者は、実際聞こえてきている話なのですけれども、部活動のできる大きい市、具体的に言えば花輪とか大館市に引っ越したいと、家を建てるなりあっちのほうに行きたいという話もあります。ですから、その上に交通費もかかるのであれば、中学校入学、高校入学の時点で町から離れてもいいのではないかと。親にしても早く起きて弁当作らなくてもいいし、お金もかからないしということですよ。

ですから、地域おこし協力隊を4名にするとか定住・移住に力を入れるとか、そういう施策はぜひやっていただきたいのですが、ただ、外から人を集めてくる前に、まず町から出ていけないというような施策が必要なのではないかなというふうに思うのですが、この点に関して、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かに、町に移住・定住等々、まず若い人方にも残っていただきたい

という思いでいろいろやってきました。けれども、結局逆に増えていかない、どうしてかなという思いはちょっとしていました。そういうところにもちょっと頭が回っていなかったのかなという思いをしております。一部の方からお話を聞いて、減っていく原因というのですか、どうして減っていくのかなという、やっぱり出ていかないようなことも考えていかなければ増えないよなということも言われていましたので、その辺もこれからまた考えていかなきゃならないという思いはしておるところです。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） どうもありがとうございました。

なかなか人口問題というのは難しく、本当に人口問題を解決できればノーベル賞をもらえるとは思っているのですが、本当に大変な問題ですけれども、外から呼び込むと同時に町内から出ないように施策というものを総合的に考えて対応していただければありがたいなと思います。

次に、大きな2番目の十和田湖の問題であります。

この件に関しては先ほどご答弁の中でも触れていただきましたが、ここで少し町の話にもなっている十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会について紹介させていただきたいと思います。

町行政の十和田湖観光の頑張りを民間からも応援したいということで、また、十和田湖の恩人、和井内貞行翁の偉業を後世に伝えなければならないという思いで、道の駅開設に合わせ、昨年より、十和田湖の宮信さんを会長に、目時議長を発起人代表に、十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会を立ち上げ、募金目標額を1,800万円とし活動してまいりました。募金活動はまだ続きますが、今のところ順調に進んでおります。私も手伝わせていただいております。

貞行翁のヒメマス養殖成功の裏にはカツ夫人の献身的な支えがあったということで、全国的にも珍しい夫婦の銅像、夫婦のモニュメントということで制作に取りかかっていたところでもあります。夫婦愛の聖地になればとの思いもあります。

町には、大いに宣伝し、SNSなどで全国、世界に発信し、多くの観光客誘致につなげていただきたい。十和田湖観光の起爆剤としていただければありがたいと思っています。できるだけ多くの町民のご理解とご支援を得て、官民一体となってこの事業を成し遂げ、小坂町の誇れる財産として十和田湖観光の再生につなげていただきたいものであります。

さて、再質問であります。昨日の行政報告でも丁寧に説明されておりましたので1に関

しては了解いたしました。

問題は、2の冬期間をいかに乗り切るかにあると考えます。銅像の件で町内外の方々と話す機会がありましたが、多くの方から十和田湖の道の駅は大丈夫かと聞かれました。そのたびに、町も頑張っているので大丈夫だと答えているのですが、多くの方の心配は冬を乗り切れるかと、もっと具体的に言うと指定管理者が冬に頑張れるかという心配なのですが、その点はいかがなものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 町長の答弁でも少し触れさせていただいてはおります。確かに、菅原議員おっしゃられるとおり、冬期間の経営というのは大変厳しいものがあると思います。春から秋までの経営、レストラン、売店を中心とした経営というのは、冬期間、例えばレストランであれば調理1人置いてスタッフ何人か置いてというところまではなかなか厳しいのかなということでは感じております。

ただ、管理的には道の駅ということになっています。フルシーズンでの立ち寄り、トイレとかもございますので、指定管理的なところ、施設の管理、トイレの清掃等のところは指定管理料を予算計上しておりますので、その範囲内でやっていただきたいと考えております。

あと、営業面のところは、最初からやらないというふうなことではなく、今の応募にもいろいろ、募集の団体、町長の町政報告にもありましたけれども、3団体来ております。最初からこっちで何もやらないんだよということではなく、いろいろ案を出していただきたいということで募集かけております。その中にはいろんな案も出てきておりますので、指定管理者が決まった段階で、春から秋と、あと冬期間のところも含めて詳細に打合せをしながら、じゃどういうふうにして乗り切っていくといいかということも、町も一緒になって含めて考えながら進めていければありがたいと思っています。

それで、冬期間のところは、特に町もそんなに無理なことは言うつもりもございませんので、繰り返しになりますけれども、指定管理者が決まった段階で、いろんな提案も出てきているところもありますので、今後協議してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 指定管理者がまだ決まらない状態での質問ということで答えにくかったところもあるかと思いますが、やはり冬はどうしても足が遠のいちゃうんですね。私も銅像の件で何十回となく十和田湖に行きましたが、冬はちょっと車が怖いし、なかなかこの年になると足が遠のくというのが実情です。

今の答弁、先ほどの答弁のように、十分考慮されていることとは思いますが、やはり北国の観光地というのは春・夏・秋に稼いで、そして冬を乗り切るというスタイルの道の駅が多いと思います。

ただ、そういうふうな意味では、今年秋の開催になりますので、春・夏の稼ぎがないので、秋スタートということになるので、今年の冬が一番心配なのではないかなと思っています。

1年で指定管理をやめるというようなことにならないよう格段のご配慮をお願いしたいと、みんなで十和田湖を応援していきましょうという雰囲気をつくっていただきたいと思います。

ということで、以上をもちまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、5番、菅原明雅君の一般質問を終結いたします。

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 皆さん、お疲れさまでございます。3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次、一般質問をさせていただきます。

初めに、公衆トイレ、公共施設等、男性トイレへのサンタリーボックスの設置について伺います。

サンタリーボックス、汚物入れは、女性の使用済みの生理用品を廃棄する専用のごみ箱で、今まで女性トイレや多目的トイレのみの設置となっております。

医療の発達で、男性に多いとされる膀胱がんや前立腺がんも手術で治るようになりましたが、術後、排尿のコントロールが難しくなり、尿取りパッドを使用せざるを得ない方が一定数おられます。

また、加齢により尿取りパッドやおむつを使用されている方、さらに遠方から観光で来る方にも同じような方がいないとも限りません。

現在、男性トイレの個室にはサンタリーボックスが設置されているというケースがほとんどなく、その処理に困って無理やりトイレに流して詰まらせたり、あと、水分をたっぷり含んだパットをやむを得ず持ち帰ったときに、家に着くまで気が抜けず、安心して外出ができ

ないという男性も少なくないと伺っております。

また、トイレが近くなるので飲料水を飲むのを我慢したり、ぬれたままのパッドを長時間つけたためにかぶれたり不衛生になるなど、健康を害するケースがあるとも伺っております。尿漏れパッドの利用者はもちろん全国にもおられます。

また、災害対策やトランスジェンダーの観点からも、男性トイレへのサンタリーボックスの設置が必要不可欠と考えます。

全国でも設置が進んでおりまして、一般社団法人日本トイレ協会の調べによりますと、230を超える都道府県と市区町村の庁舎や体育館、図書館などに設置され、各種マスコミでも取り上げられております。

そこで質問です。

1点目に、町の公衆トイレ及び公共施設等の男性トイレにサンタリーボックスは設置されておりますか。お伺いたします。

2点目に、男性トイレへのサンタリーボックスの設置が全国で進んでおりますが、特定建築物所有者の協力も必要と考えますが、町としてどのように認識しているのかお考えをお聞かせください。

次に、学校部活動の地域移行についてお伺いたします。

学校部活動の地域移行に関する陳情が昨年の12月議会で可決されたところであります。陳情の内容を見る限りでは賛成でよいと私も思っておりましたが、よくよく考えてみると、人口の多い都市部ではそれなりの地域指導者がおられると思いますが、小坂町に関しては、現在の人口で地域指導者の人材確保、人数が本当に足りるのかという問題と、教員と地域指導者の意思疎通が本当にうまくできるのかという問題、また、移行により発生するであろうもろもろの費用等で、部活動に参加できる生徒、できない生徒の生徒の格差が生まれるのではないかと不安が頭をよぎりましたので、質問をさせていただきます。

全国的に、教職員の業務負担軽減をするため、学校の部活動を地域指導者に移行する体制になるようですけれども、教育委員会ではこのことに関してどのようにお考えですか。お伺いたします。

以上、質問いたします。この質問に対して不明な点がありましたら、町長答弁後、再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、3番、本田佳子君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

公衆トイレ、公共設置等、男性トイレへのサンタリーボックス設置についてのお尋ねであります。

1点目の町の公衆トイレ及び公共施設等の男性トイレにサンタリーボックスは設置されているかとお尋ねでございますが、各施設の設置状況を確認したところ、男子トイレへの設置はいずれの施設においても設置しておりませんでした。

ただ、役場本庁舎及び交流センターセパームのバリアフリートイレには、おむつ入れとして大きめのものを設置しておりますので、これらを利用していただけるものと思います。

2点目の、男性トイレへのサンタリーボックスの設置が全国で進んでいますが、特定建築物所有者の協力も必要と考えます。町としてどのように認識し、お考えかをお聞かせくださいとの質問でございます。

男性にも必要であることは十分理解しておりますが、先ほどお答えしたように公共施設への設置もできておらない状況でございます。まずは未設置の公共施設のバリアフリートイレには設置できるように取り組んでまいりたいと思います。

民間等が所有する建物については、町から要請等はできないと思いますが、機会を捉えて啓蒙できるように努めてまいります。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

学校部活動の地域移行について、全国的に教職員の負担を軽減するため、学校の部活動を地域指導者に移行する動きがありますが、教育委員会ではこのことに関してどのような体制が理想と考えているかとお尋ねであります。

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁が学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定しました。これは、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、また、学校における働き方改革等の観点も含め、休日の部活動の段階的な地域移行を図るものであります。

地域移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものであります。

現在、県の説明会、報告会等に参加しながら情報収集に取り組んでおりますが、市町村やそれぞれの地域により事情は異なり、どのような地域移行の体制が可能なのか、運営団体はどこか、指導者は確保できるかなど、課題はいろいろあります。

まずは児童生徒、教職員、保護者、スポーツ団体等へのアンケート調査や関係団体との検討委員会などの設置を検討しながら、小坂町に合う体制づくりを進めたいと考えております。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） 町長、教育長、ご答弁ありがとうございます。

1点目のサンタリーボックスの設置のことについてですが、サンタリーボックスは町のほうのトイレの男性用トイレには設置されていないということで、多目的トイレで事が済むのではないかというニュアンスのご答弁でありました。役場とセパームには設置されていて、ほかのトイレにはないというふうになると、サンタリーボックスを使いたい男性の方がいらしたときに、その場所まで行かなければ変えられない不都合さ、また、本当に安心して外に出かけることができないような感じに受け止められました。

できれば、男性トイレの1つの場所でもよいので、そういうサンタリーボックスを設置していただけるとありがたいと思いますけれども、町のほうの考えでは各男性トイレへの設置というのは可能かどうかということをもう一度お伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） まず、私から役場についてのみの回答になりますが、お答えさせていただきます。

議員もご存じのとおりだと思いますが、この役場はもともと中学校の校舎を活用しておりますので、男性トイレ、特に1階と3階のトイレについてはかなり狭い状態です。現在、バリアフリートイレに置いているような大きなサンタリーボックスを男性トイレの各個室に置く、個室までいかなくても手洗いのところに置くというのも、ちょっと狭いのかなという思いがありまして、まずは、バリアフリートイレには設置してありますので、できればそのトイレを、役場の中については1階、2階にありますバリアフリーのトイレ、使っていただけ

るようになればいいかなと思っただけの回答でございました。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

いきなり増やすということはやっぱり大変なことだと思いますので、役場でもセパームでもそういうのを増やしていただきたいなと思うのですが、ただ、換えるときというのはやっぱり個室で換えると思いますので、そういう場所もできればいいなと思います。

どの場所でトイレの使用頻度が多いか、トイレの広さとか、あと大きさによってサンタリーボックスの容量も違ってくると思います。大きいものにしたり小さいものにしたりということも可能だと思います。

また、サンタリーボックスの種類にもいろいろなタイプがありまして、清潔を保つために手をかざしただけで蓋が開くというタイプのものもあります。そういうトイレの大きさとか広さに対してちょうどいいものを置けるようであればいいと思いますけれども、取りあえずは小坂町の庁舎とか、あとセパームとか、そういうところから始めてみてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） ご提言ありがとうございます。

まず、どのような商品、製品があるのかこちらで調べまして、大きさとか、あるいは衛生的によいというのは、電動で蓋が開いたりとかというのがあるというのも聞いておりますので、その辺も含めて調査しまして可能な限り、おむつを1つ入れてもいっばいになるようなぐらいの大きさだと用が足りないと思いますので、その辺はちょっと置き場所なんかも検討しながら置けるようなものを見繕って、設置できるように向けて検討を進めたいと思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひそのようにしていただければありがたいと思います。

それにちょっと付随してですが、サンタリーボックスの設置場所を知らせる表示というのも必要だと思います。設置トイレのドアに、ここはサンタリーボックスがありますよというような表示の何かワッペンみたいなやつを貼ったりとか、あと、サンタリーボックスをただのごみ箱と間違わないように設置理由やただし書をするなど、理解を促すためのポスターをドアに貼るなどして工夫をしてはいかがでしょうかと思います。

ぜひ、どんな人が小坂町に来て、どんな方がその施設を利用しても、安心して外出が

できて、それでこそはつらつとした生活が送れるよう、また、小坂町って便利だね、安心だねという、ほかの地域の方にも安心して利用していただけるようにお願いします。

サニタリーボックスの質問については以上です。

続きまして、学校部活動の地域移行についての質問であります。

私もすごい関わりを持っているので難しい問題だなと思っております。先ほど教育長が言われたとおりアンケート調査を行ったり、小坂町に合うような形にさせていただきたいと思えます。

今の実情を話しますと、実際、地域指導者の方も仕事を持っていて、仕事が終わってから、また休日を使いながら、空き時間を利用しながら携わっております。

教員の方も同じで、部活動の部分はボランティアで、土・日も休まずに頑張っていたのが現状です。そのための業務負担軽減ということもありますし、これから地域移行した場合においてちょっと心配なのが、発生する費用とか、あと指導料、送迎費用など、余計に家計に負担をかけて困窮家庭の場合は家計を圧迫することなども考えられます。

また、せっかく子どもが頑張っている部活動なのに、そのおかげで続けることができなくなるのではないかという心配もあるのですけれども、その点についてどのような形が望ましいのかお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） まずは休日からの地域移行となるわけですが、民間の指導者に対する報酬というのでも出てくるかと思えます。そうすると、それがまず保護者の負担になってしまうということで、それを町で負担するのかどうかというのはまずこれからの課題でありますけれども、先進市町村の事例も見ながら検討したいと思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひ、ほかの人口の少ない町村のあたりのやり方も見ながら、負担が軽減できるような形を取ればありがたいと思えます。

あと、部活動は、この陳情の中にもあったのですけれども、学校教育の一環である部活動を人格の完成を目標とすることと位置づけるという感じで書いていました。

そのとおりでありまして、部活動の果たす役割は部活動に参加することで得られます。人との関わり合いの中で、仲間への思いやり、励ますことの大切さ、失敗からたくさんのかたを学び、成功を導き出して勝つことの楽しさを知る、また、物事に対する考え方や努力し継続することの大切さ、また、丈夫な体をつくることなど、学業だけでは得られない、子ども

たちが成長する上で大変重要な役割を果たしているものと認識しております。

小坂町では何年も前から、今まで頑張ってきてよい成績を残した生徒や団体に対して、全国レベルの大会へ参加が決まったときには町からの手厚いご支援をいただいております。そのおかげでさらにレベルアップができて、生徒もそれに応えるようによりよい成績をたくさん残してくださっています。さらには、大きな夢を実現した杉澤龍君のような選手もおります。生徒にとって、指導者にとっても大変喜ばしく、感謝いたしているところでもあります。

またこの新しい体制に変わったとしても、今までどおりのご支援をお願いしたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 体制が変わりましても町の中学生でありますので、今までどおり支援したいと思っております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。大変力強いご支援をいただけるということで、このまま変わらずにご支援いただけるということで、これからも期待しております。

少子化に伴って部活動に参加する生徒も少なくなって、団体競技では学校単位での編成が難しくなっている現状では、地域指導者への移行は致し方ないことかもしれません。子どもや親にとっても時間や家計に負担のかからないようよい方法が見つけられること、また、地域指導者と教員との意思疎通がうまく取れ、連携を図りながら、子どもたちが教員からも、また地域指導者からも見守られて、安心して部活動に励むことができる環境が実現できますことを強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

◇ 小笠原 憲 昭 君

○議長（目時重雄君） 次に、9番、小笠原憲昭君の登壇を求めます。

なお、小笠原議員からは事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたしたいと思います。

〔9番 小笠原憲昭君登壇〕

○9番（小笠原憲昭君） 9番、小笠原憲昭、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をいたします。

可能な限り穏やかに、冷静に申し述べるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、発言通告書に述べましたが、第1の質問は町史編さんについてでございます。

これまで二度にわたり発刊が延期されております。今回は、町政報告という形ではなく、議員全員協議会で町長からさらに再々延期とのお話ございました。このように度重なる発行遅延はなぜなのか、まずもってお尋ねをいたしたいと思います。

次に、今回の断水についてであります。

これも発言通告書にありますように、発生の原因、町民への周知、今後の対策などについてお考えをお伺いしたいと思います。

3番目の質問でございますが、人口減少対策についてでございます。

本来でありますと、この質問は大変重要なことでございますので1番目に掲げる事項かもしれませんが、身近に直近なことがございましたので、3番目という順にさせていただきます。

冒頭、議長の許可をいただきまして、お手元に町の昨年の1年間の自然増減、社会増減の表を配付させていただいております。町民課からのデータを私なりに表に作成したものでございまして、自然増減を見ますと、出生が年間で11人、死亡が109人、98人の自然減となっております。社会増減は、転入が142人、転出が146人、僅か4人の減と、これは大変珍しい現象だと私もびっくりしましたが、合わせて102人のマイナス、減となっております。

仮にこのままで推移をいたしますと、5年たちますとこれの5倍、510人から、転入がこんなになければ550人ぐらいがマイナスになっていくのかなと。そうしますと10年後には間違いなく1,000人を超えるマイナス、1,020人から1,100人ぐらいがマイナスになっていく。

今、町が第6次総合計画で国立社会保障・人口問題研究所の推計を表にしておりますけれども、大体この推計どおりになるなど。ただ町は、第1期総合戦略で人口目標は、そう言うてはまずいからということで、もう少し緩やかな下降線をイメージしておりますけれども、間違いなくそうはならないと言わざるを得ない状況だと私なりには捉えております。

3月1日付の秋田魁新報にも、人口減進行、働き手が減り消費鈍化、生活サービス危惧、存続を危ぶむという見出しの記事が掲載をされました。多分、町長さんもお読みになられた

こととは思いますが。

町の第6次総合計画の中でも、人口減少になるとどういうことが出てくるかということをもく明に記述されております。それには、労働力人口の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会、経済、財政にも大きな影響を及ぼすことが予想される、そう記述されております。

新聞にも、やはり同じようなことで、都市部よりも地方がその影響を受けやすい、生活サービスの存続が危ぶまれるとされております。さらに、魁新聞の記事では、人口減が進行すると、医療、福祉、交通、電気・ガス、消防など生活に必要なサービスの質が低下し、地方では住民の流出に拍車がかかる、現役世代の減少により、年金、医療、介護の支出も高齢化により今後も支出が増大し、それらを賄う保険料収入や税収を確保することが難しくなる、税負担の増加などに迫られると記事で指摘をされております。

これらを考えますと、今ここで本当に真剣に町の最重点事項として捉え、この対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならないのではないかと、そう思いまして、新年度予算で総合的な人口減少対策をどのようにお考えになっているのか町長にお伺いをしたいと思っております。

以上、通告書に基づき申し述べました。ご答弁をいただいてから、順次、再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、9番、小笠原憲昭君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 9番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、町史編さんについて、度重なる発行遅延はなぜかのお尋ねでございます。

新編小坂町史は、今年度中の完成を目指して作業を進めてまいりましたが、年度内の発行が難しい状況となりました。編さん室内部における内部確認や校正作業などに想定以上の時間を要したことなどもありますが、一番の要因は原稿執筆者からの入校が遅れたことでもあります。

2月28日の議員全員協議会でご報告したとおり、3月3日に町史編さん委員会を開催し、今後の見通しと最終スケジュールを確認いたしました。ようやく最終段階までこぎ着け、全体像が見通せるところまで来ております。年度内に全ての原稿を委託業者に引き渡し、6月までには印刷を終える見通しで、7月から配布を始められることができると考えております。

委員会の中で委員からは、これまで時間的に、予算的に寛容であった町当局の対応に感謝したいという言葉いただきました。明治から戦前にかけての小坂町の歴史を象徴する部分をボリュームアップするなど、これまで時間をかけてきたのは、後年まで読んでいただける、そして愛される町史となるよう、できる限り誤りを減らしていいものに仕上げたいという編さん室の熱意と責任感の表れでもあったと思っております。

完成を心待ちにしている町民をはじめ多くの方々に、これ以上遅れることなくお届けできるようにしたいと思いますので、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

次に、町内の断水についてのお尋ねでございます。

まず初めに、町民の皆さんには、長期間及び突発的な断水によりご迷惑をおかけいたしましたこと、この場を借りて深くおわび申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

昨日の町政報告でもお話しいたしましたが、1月中旬から2月中旬までの断水の発生原因についてでございます。

小坂町には、町中心部から七滝地区を含む南側に水道水を供給する七滝浄水場と、川上地区を含む北側に水道水を供給する砂子沢浄水場があります。

今回、断水の原因となったのは砂子沢浄水場の不具合によるものです。昨年12月末から、ろ過装置の不具合により、通常量の水道水をつくることができなくなったため、砂子沢浄水場の給水範囲を縮小し、七滝浄水場の給水範囲を拡大して対応してまいりました。

しかし、給水範囲の変更が長引いたことから、七滝浄水場配水池の水位が低下に陥り、1月19日から細越、細前田地区、24日から約1,000世帯に上るさくらんぼ、岩沢地区から細越、細前田地区までの中央地区のほとんどで夜間断水を行うこととなりました。

砂子沢浄水場ろ過装置不具合の原因は、昨年8月の大雨以降、取水している砂子沢上流で発生した土砂崩壊により土砂混じりの濁り水が浄水場へ流れ込み続けたことにより、ろ過装置が詰まってしまったものと考えております。

次に、町民への周知についてでございます。

昨年12月末に砂子沢浄水場の異常を確認した後、対処作業を継続しておりましたが、事態を好転させることができなかつたため、1月19日に細越、細前田地区の夜間断水を行いました。その際は、当日の午後からチラシ配布及び広報車での広報活動を行いました。その後も七滝配水池の水位低下が進んできたことから、大変急でしたが、1月24日に中央地区の夕方断水及び夜間断水を行うため、当日にチラシ配布及び広報車での広報活動と並行し、該当自治会の会長へ直接お電話をさしあげ、状況の説明を行いました。

いずれも直前の周知となってしまいました。これは、町民に不便や迷惑をなるべくかけないよう復旧作業を急ぎ、1年で一番寒い時期の断水を阻止したいと考え、日々刻々と変化する状況を見ながらぎりぎりのタイミングで作業していたことによります。

次に、今後の対策等についてでございます。

今回の断水原因となった事柄は、今後も同様の事態が生じることが十分考えられます。濁水の混入を未然に防ぐために必要な設備追加も視野に入れておりますが、多額の費用がかかり、それが水道料金に影響を及ぼすことにもつながるため、熟慮が必要となります。当面は、日常の維持管理業務を今まで以上に注意深く実施していく所存でございます。

次に、人口減少対策について、新年度予算での総合的な対策等のお尋ねでございます。

本年2月に厚生労働省が公表した人口動態調査の2022年速報値において、出生数が統計開始以来初となる80万人を割る結果が報告されました。

また、この調査では、死亡数も過去最大の結果が報告され、出生数から死亡数を差し引いた人口の自然動態も過去最大の減少幅を記録するなど、我が国では人口減少が加速度的に進行している状況にあります。

当町の人口動態の状況を申し上げますと、社会動態はほぼ増減がないものの、出生・死亡の増減を表した自然動態は毎年100人の減少で推移しており、結婚、出産、育児に関する対策のほか、健康寿命を延ばすことにより人口の自然動態の減少幅を縮小させていくことが急務であると考えております。

町の人口減少がこのまま進行しますと、町の医療や福祉、交通、集落やコミュニティーの維持に深刻な影響をもたらすばかりか、労働力の減少や消費の鈍化により町の財政や町民サービスの維持にも深刻な懸念を抱かざるを得ません。

さて、当町の令和5年度当初予算につきましては、昨年10月17日に庁内会議を開催し、令和5年度で3年目を迎える第6次小坂町総合計画前期基本計画に掲げた重点プロジェクトを着実に推進する観点から、施策の効果を最大限に引き出すこと及び事業コストの両方を踏まえた真に必要な予算を計上するよう、私から職員に対し指示したところでございます。

町の行財政は町内の非鉄製錬業の法人町民税に大きく左右される特徴を持っており、将来世代に財政面での不安を残さないよう健全性をしっかりと確保しつつ、今、投資を行うべきところには投資を行っていきめり張りのある予算編成とすることができたと自負しております。

令和5年度は、町の将来像に掲げた「ひとと自然と文化を未来につなぐ 魅力あふれるま

ち」の実現を目指し、令和4年度までの2か年で築いてきた施策の土台を固めることを目指しております。この目標の実現のために、まち・ひと・しごと創生総合戦略を引き続き重点プロジェクトと位置づけ、移住・定住促進や、地元産業・観光資源を生かした地域活性化、子育て世帯や若者を含めこの町に暮らす町民の生活を下支えする事業に対して重点的に予算を配分しております。

目まぐるしく変わる国内外の状況は例年以上に厳しさを増しております。まずは人口減少の勢いを緩やかにすることを目標に、人口減少に関連する施策はスピード感を持ち、かつ着実に取り組んでまいりる所存でございます。

主な事業といたしましては、民間活力を活用した賃貸住宅の建設補助、子育て世帯が安心して生活を送ることができる環境の整備としてすこやか育児手当、在宅育児支援や出産・子育て応援ギフトの支給、医療費の無料化や教育助成などを行ってまいります。

結婚生活支援事業や秋田県及び県内市町村と共同で拡充する首都圏からの移住支援金の支給も内容を拡充して取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊をはじめとした新しい人材の確保や関係人口の創出に関する取組及び起業支援として創業チャレンジ支援に引き続き取り組んでまいります。

健康寿命を延ばすための取組として、元気な地域づくりをお元気づらぶや健康診断・相談等、町民に寄り添った事業も交えることで、全ての世代に対してハード・ソフトの両面から必要な施策を展開してまいります。

令和4年度事業として、民間活力を活用した定住化促進住宅を上小坂地区に建設し、今月下旬から入居が始まります。入居された世帯には、ソフト面からも町での暮らしを応援してまいりたいと考えております。

海外情勢等による物価の高騰が長期化する中で、出産や子育て、移住・定住に関して費用面での不安を減らすことだけが人口減少対策ではなく、町に暮らす特に若い世代が日々の暮らしに希望を持てるような社会環境をつくることや、町外からの応援隊として小坂町のファンを増やすことも大切だと考えております。

このため、予算の執行に当たっては、人口減少対策に関連した各事業の成果を確実に、より大きく上げていく視点に立つとともに、各施策やプロジェクトの進捗状況を適切に管理してまいります。

引き続き、「ひとと自然と文化を未来につなぐ 魅力あふれるまち」の実現に向けて、職員と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、9番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） それでは順次、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、町史編さんについてでありますけれども、私がなぜこのことをしつこく言うかといいますと、物を言わないと、遅れてきたことを、議会、私なりにも、認めただろうかと、暗黙の了解、そう思われると困るなど、そう思いまして言いたくないことを何回も言っているわけです。

しかも、今までは町政報告で町長さんが報告をされた。再延期、大変申し訳ないと。昨年のちょうど今、3月議会では、80%原稿は集まったと、あと残り2割だと、だけれども年内には完成できないからもう一年延ばしていただきたい、残り20%に全てをかけてさらにいいものをつくります、こうおっしゃっている。

議会側は予算審議の中でいろいろ意見を述べております。特記事項の1番目として、椿谷委員長の名前で、委員会の特記事項、「新編小坂町史編さん事業について、2年度連続の延長となることから、確実に整備を行い令和4年度内に発刊すること」このように議会全員で意見を述べている。町長は議会のご意見は十分尊重して予算執行に当たりますよとご答弁されている。そのことをまずどう捉えておられるのかお聞きをします。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私からは、再度の遅延になったこと、まずもっておわび申し上げます。

なかなか私の口からはちょっと言いにくい部分もありますが、なかなかお願いしてありました原稿が集まらないというか、提出していただけなかったことが延びた原因かなとは思っております。その点、非常に私の指導力のなさなのかなという思いはしております。本来であれば、こう決まっているので、何とかそこまでお願いしたいという思いもあったわけですが、相手があることなのでなかなか、その辺も考えて強引にお願いすることができなく、このような長い期間延びてしまったこと、重ねておわび申し上げます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 町長にこのような答弁をさせるということは、町長が昨年お言葉で言われた大変忍びない、私のほうからそう申し上げたい。本当にこのようなことを町長さんに言わせるという、担当の職員の方はどう考えているのか分かりませんが、きつくとパワハラだと言われるからあまり言いたくありませんけれども、やはり自分の業務で約

束した、これ公約ですよ、公約、公に約束をしているのを公約、選挙のときだけしゃべるのが公約ではない、私はそう思っています。議会に対して約束をしてそれを履行しない、とんでもない話だと。あまりきつく言うと大変ですので心穏やかにいきたいと思いますが、私は大変腹の中で怒っております。

総務課長さんにお聞きしますけれども、編さん室は解散したと、総務課がこれを引き継いだという状況で、総務課長さんも答弁するには大変苦しい立場だと思うのですけれども大丈夫ですか。本当に原稿はきちんと集まって、来年度の6月とか7月には完成して私どもの手に渡るのですか。そこを確認させていただきたい。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 先日の町史編さん委員会の中で、委員さん、集まっている中で原稿については確認されましたので、あとそれに向かって作業を進めていくのみということで確認しておりますので、私はあとこれ以上延びることはないと思っております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 新聞の見出しでは、もうこれ以上は延ばせない、そういう見出しでございました。多分延びないと思います。私もそう信じております。

そこでお尋ねをします。何部作成をされて、多分無料ではないと思うのですけれども、一部の程度で発行されるのか、その辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 2,000部作成の予定で、頒布する金額については、今、最終的に出来上がったこれまでの経費を勘案して、大体5,000円前後になるのではないかなというところで想定しております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） あと、事前に注文か何か取られて、そしてそれに合わせて作成していくのか、それとも5,000部限定で早い者勝ちですよということになるか、その辺のお考えはどういうことですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 注文を取る予定はございません。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 注文は取られないと、5,000部きちっとつくってしまうと、そう考えていいのですか。

〔「2,000部」と呼ぶ者あり〕

○9番（小笠原憲昭君） 2,000部。分かりました。では、ぜひそのように取り組んで、いいものを期待しておりますので、よろしく願います。町史編さんについては、あとお尋ねすることはないと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、断水についてでございます。

建設課長さんが多分水道の担当だと思っておりますけれども、まず、時系列で、いつからこの断水が始まったのか、その辺、もう一度詳しく少しお知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、私のほうから時系列でお答えいたします。町長の答弁でも簡単には説明しておりましたけれども、細かくご説明します。

不調を確認したのは昨年12月22日の午前です。正確に言うと9時35分頃です。それまで砂子沢浄水場の処理量が41m³だったものが24m³に急激に落ちたと、この時点で急激に落ちたのを確認しました。その後、24日からは、砂子沢浄水場の低区配水池というところがあるのですが、そこの水位の低下が始まってきましたところを確認しましたから、堀内橋から南側、苦竹から南側ですが、そこを、通常は砂子沢浄水場の配水区域ですが、それを七滝浄水場に区域替え、切替えております。その後、年末年始を挟みまして、しばらくこちらのほうで水位の観察などをしておりましたが、低区配水池の水位低下も見られたことから、1月14日から、一ノ渡の橋から南側、細越や細前田も七滝の配水区に区域替えしました。それでも七滝配水区の区域を広げたことから、七滝配水池の水位の低下が始まってきて、あんまりよくない状態だというのは分かっておりましたので、小坂管工事業協会などにも作業の要請をしながら相談したところ、24日の昼頃ですが、七滝配水池の水位が著しく低下というのが確認できましたので、これは一時的に断水する必要があるという判断をしまして、急にはありませんでしたが、午後から断水の作業に入って、夕方4時から6時までの夕方断水、その日の22時から翌5時までの夜間断水を始めました。それから夜間断水も継続しまして、2月13日に夜間断水の解除のチラシを配布して夜間断水を終えております。

夜間断水の解除になったのは、砂子沢浄水場のろ過装置の洗浄作業を進めまして幾らか浄化能力が上がってきたことと、休んでいた旧簡易水道の水源を確保できたことから、夜間断水は解除して構わないだろうということで解除に踏み切ったところです。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そこまでは分かりました。

そこで、今お話伺ってしまして、12月22日に従来の水が半分程度に減ってきたと、そうですね、40やったのが20幾らに数字が下りてきたと、ここで大変な状態だということが分かっていますよね。それから結局1か月後の1月24日、午後の4時からぴたっと水が止まったと。ですよね。結局、今お話の説明を聞けば、この1月24日の午後には水を止めなければならないのかなということで、作業を開始したと、こういうご説明でしたよね。

だとすれば、その時点で、何時頃から断水しなければいけないのかなとか、そういうことは想定されなかったのですか。私はそこが分からない。1月24日に、私のところには、午後3時35分頃、断水、水がぴたり止まる25分ぐらい前に役場からお電話をいただきました。私のうちにだけなぜ電話来たのかとお尋ねをしたら、町内会長さんだから一番先にお電話をしましたと。ですから、この時点から各方面へ連絡が始まったと思うのですよね。

だけど、私の家に教えられるよりも、もっと何か必要なところがあったんでないか、教えるべきところが。例えばですよ、パーマ屋さんとか床屋さんとかお肉屋さんとか、水をどうしても必要とする、食堂もそうですね、そういうふうなところに町内会長さんよりも先に手を打つべきでないか。

それと町には親切なメール配信がありますよね。そういうメール配信で、スマホとかいろんなものを持っている方は早く情報が手に入る、なぜそういうところに目をつけて、できるだけ多くの方にいち早く教えていかなきゃいけないというふうにお考えにならなかったのかなと、私はそう思う。

役場に後で聞いたら、町内会長さんに教えれば、もしかすれば、水止まったから、町内会長、どうなっているんだと聞かれたときに、町内会長さんから答えてほしいから町内会長さんに一番先に連絡したと、そういうご説明が後であったわけです。

だけど、当初のときにはそういう説明でなかった。町内会長に教えておけばまずいいだろう、言葉は悪いのですけれども、そういうふうにつえられたのかなと。私は、私に教えられても困るよなと俺はそのときしゃべった。私からすれば町内会のみんなに教えろということなのかと、いや、そうでありませんと、こういうご答弁。何か違っていませんかとそう申し上げて。その点はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 通常の漏水とか工事に伴う断水、計画的な作業断水と違しまして、日々状況が変わっていく中でぎりぎりの対応でやっていましたので、周知が急になってしまったということは大変申し訳ないなと思っています。

それとその周知の方法ですが、チラシ、それと広報車での広報、それと、急でしたので、自治会長さんに取りあえずお知らせして、何か聞かれた場合はそういうふうに答えていただきたいという意味で、自治会長さんにもお電話さしあげたと。それと併せてメール配信。メール配信は当然やっております。それと併せて産業振興会に加盟している団体さんにはお知らせしてほしいということで、隣の産業観光課のほうに協力依頼して、全部ファクスでチラシを送信させていただきました。

うまく自治会長さんに対して意図が伝わっていなかったとすればちょっと申し訳なかったなと思うのですが、職員、何人かで対応してしまして、職員それぞれで言い方が違ってしまったり困るということで、全て私のほうで電話対応する際原稿をつくって、これに基づいて話してくれという話をして、自治会長さんに電話してもらいました。職員によってはやっぱり対応に差があって、行政経験が長くてそれなりに対応の能力が高い職員もいるかと思いますが、職員経験が短い者はもしかしたらそこまで気が回らなくて、小笠原議員が感じたような対応になってしまったのかもしれない。おわびします。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） いろいろ申し上げてきました。

そこで、こういうことが二度とないとは思うのですけれども、あった場合、有事の際には、今、課長さん言われるように、どなたの職員でも同じようなことが、ちゃんと意図したことが伝えられる、そういうふうな意味でのマニュアルとか、こういうときにはこういうアナウンスをしていくというものをやっぱりきちっとつくっておかないと駄目だと思うのですよね。誰がしゃべっても同じように伝わると、同じ気持ちで伝わるということを、ぜひこの件を機会にしてきちんとまとめておいたほうがいいんだろうと。これが今回の最大の、よかったといえますか、逆に言えばね、災い転じてどうのこうのということになっていけばいいのかな、そう思います。

そこで、先ほどのご答弁の中では、濁水を防ぐことをいろいろ考えていかなきゃいけないと、だけでも多額な経費もかかることだから苦慮していると、こういうふうなお話でしたけれども、これ、お金をかけてもやらなくてはいけないことはやらなくてはいけないのではないかと思いますよね。何せライフライン、私ども、水・電気がないと生きていけないような今は世の中ですから、幾らお金かかっても、安心してこのまちで暮らしていくことの源でしょう、そう思えば、いや、議会のご理解もいただきながら投資をしてでも、皆さん、安心して暮らせるように私方が計画しますから、どうぞご理解していただくように

と言っていたかないと、何か不安で暮らせなくなりますよね。もう一度、その辺ご答弁いただきたい。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 当然、こちらのほうとしても、今後は十分考えられることですので、何らかの対策は取っていかなくちゃならないという考えはあります。

ただ、今の段階では、いろんなところから情報集めて、どのような方法があるんだか、どのような規模で、どのような費用がかかるんだかということで調査しないと、一概にじゃこれでやるということもできませんので、収益事業で対処するというのは非常に難しいのですが、土地の問題も関わりますし、これからちょっと検討して、早めに対策、策を打ち出したいと思います。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 水道事業についてはやがて民営化されていくだろうと、今、盛んにそう言われていますよね。公営企業でやるべきな事業ではなくなっている。今、役所がきちんと管理してやっているからこそ安心して供給されてきていると思うのです。これが民間事業に移っていくと、そういう多額な経費がかかれば、当然、水道料金に跳ね返っていかざるを得なくなる。その以前にやはり役所がきちんとした体制を整えて、そして民間に移行してやらなければ安心して暮らせなくなりますよ。私はあと何年生きているか分かりませんが、子々孫々までやはりきちんとした水道供給が確保されていかないと困るだろうと私は思います。ですから、民間に移す前に、お役所がきちんとしたものをつくってバトンタッチする、そう考えていただかないとこれは困るんじゃないかなと。

ここは数年で何か民間化されていくと、全国的にそういう雰囲気ですから。国の考えもそうですよね。私はそう思っております。ぜひきちんとした対応を、早めに計画を立てて、町民なり議会なりにきちんと理解をしていただくという取組をお願いしたいと思います。

もう一つ、今現在は水はちゃんと流れています。けども何か水圧が低いのかな、トイレの水も。私、あるところに今日行ってお話聞いたら、水が何か元気がないよと、前のようにじゃーじゃーと出ないよと、こう言っていますが、減圧か何かされているのですか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 今は全て元の状態に戻ってきておりますので、通常考えるにはそういうことはないかと思えます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） じゃ、水に関して最後にもう一つだけ。

今回の件で、水道が凍結したり、それから濁り水が出たりと、配管が悪いのか、いろいろ皆さんの事情があるとは思うのです。そうしますと、水がきれいになるまで相当蛇口ひねって水を出すと水道料金のメーターが上がる。当然水が出ると下水道のほうのメーターもカウントされる。そういうことがあります。

それと、いつもだと、立派なうちに住んでいる人は問題なかったと思うのですけれども、あまり立派でないところにお住まいの方は、やはり凍結、幾ら水下げしても凍結するのですよね。しかもちょうど水が止まった辺りはマイナス15度、18度、非常に寒かったそういう時期です。あちらこちらで私が話聞いたのは、凍結したと。業者を呼べば7,000円とか1万円とかというお金がかかったと、いや、ひどい目に遭ったと、いつもちょろちょろと出していれば何も凍みないはずだと、こういうお話も多々聞きました。

そこで、町としては、修理はご自分でご負担いただきますとチラシには書いてありましたが、何か救済策とか、水道料金、少しお安くしていただけるとか、そういうふうなことは何かお考えにはなっておられませんか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 断水に関しては、いろんな面で皆様にご迷惑をおかけしたこと、おわび申し上げます。

これについて、言い訳するわけではございませんが、原則的に、皆様のご家庭についている量水器、これを境にして一次側、二次側、一次側は町で管理すると、二次側は各家庭で、各事業所で管理してくださいという区分になっておりますので、そこでそのメーターを境に破損とか何か不具合が生じた場合はそれぞれでというふうになります。

給水条例、これがあるからという、盾にするわけではございませんけれども、給水条例第12条、給水の原則の第3項で、損害を生ずることがあっても町はその責を負わないというようなことも書いてあります。これがこうだからこうだというわけではございませんけれども、一応メーターを境にして何とか対応していただきたいというふうには考えています。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 確かに原則はそうだと思います。突発的なことでもありましたので、特に困っている方には、何かの相談に乗るとか、お話を聞きながら、個々にでも救済できる方については救済してあげるとかというふうな、そういう窓口もつくっていただいて、そんなに多い方は来ないのでないかなと思うのですけれども、本当に真に困っている方もおられ

るかもしれませんので、このことで何かありましたらいつでもご相談お聞きしますよという対応はしてほしいなど。これは私からのお願いでございます、答弁要りません、ぜひそうしていただきたいと思えます。

じゃ次、人口減少対策について、もう1時間近くなりましたから間もなくやめますけれども、大変これは難しい問題だと思えます。これは小坂町だけの問題ではありませんし、大変だなということは私も理解できます。

ただ、当初予算の概要の中で町長さんが、結婚へ向けてのマッチング支援については、出会いの場のいろいろな方法が変わってきたと、それで出会いの場の在り方も多様化してきたから町内だけでの出会いの場創出は困難だと、定住自立圏を形成している市町村や県と連携した取組を検討する云々と、こういうお話でありました。確かにそれもいいよなどは思いました。

ただ、秋田犬ツーリズム、ないしは十和田湖の関係の定住圏なり、鹿角市との広域、いろいろな関連する市町村あるわけですけれども、それもあるけれども、どうも我が町ではもうギブアップだよなどと言っているように聞こえるのですよね。

そうでなくて、やっぱり我が町でもいろんなイベントとかあるわけですので、ありとあらゆる機会を捉えながらという表現をしてほしかったと思う。町内だけでの出会いの場創出は困難であることから、この出だしが気に入らないのですよね、私に言わせれば。町内だけでアカシアまつりなり十和田湖でのいろいろなイベントもありますし、ワイン祭りとかワインに関していろんな催しも仕掛けていくと、そういうことを考えれば、ありとあらゆる場で出会い、マッチングを図っていくことを、それに合わせながら考えて仕掛けていくということも必要でないのかなと思ったりして、これは私の勝手な考えですよ、そういうふうな思っしてほしいなど。

秋田犬ツーリズムもそうですよね。秋田犬を使いながら何かで人を呼び込む、そしてマッチングとか出会いの場を合わせて何かできないのかなとか。今、十和田湖に道の駅ができる、そしたらそういうものも活用しながら、何かのマッチング、出会いの場をつくっていくと。私、この出会い、マッチングにすごくこだわっているわけですけれども、そこが原点でないかなと思うからいつも言っているわけです。

ただ、それだけでは駄目ですよ。企業の誘致だとか、町長が盛んに今進めている若者定住、子育て支援、そういう面では小坂町は大変うまくいっていると思えます、私は。ただ、PR不足ですよ。ああ、小坂町はすごいことやっているなという、小坂町に行って暮らし

てみるぞとならない。それはやっぱり発信力がないだろうと思うのです。小坂町はこのぐらい手厚くやっていて何で人が増えてこないのかなと思うのは、やっぱりそういうことを知らないのだと思うのですよ、周りの人方が。小坂町は大変いいところだよと、子育て支援なんかもお金がほとんどかからない、給食も学校もほぼただみたいなことでできるし、病院にかかってもただだよと。家賃補助もしてくれるし、いろんな手厚いことをやっているよということが何か伝わっていかない。やっぱりそういうことの発信力をもっともっと強めていって、定住人口、人口減少にストップかけると。

確かに元気なお年寄りをつくっていくことも必要です。それだけではやっぱり、町長さん、さっき言われるように100人ずつ確実に減っているのです。死ぬ人のほうが多いから。生まれてくるよりも死ぬ人のほうが多いわけですので、そこら辺をやっぱりいろんなことを総合的に組み合わせて考えていく。観光は観光だけで、福祉は福祉だけで、そういうふうには言わないで、横の連携を取りながらプロジェクトチームでもつくって、先ほど秋元議員からも別な面でプロジェクトという言葉がありましたけれども、この人口減少に関しては私はやっぱりプロジェクトでもつくって本腰入れてやるべきだと思います。今やらないと本当大変ですよ。限界集落が消滅、そういうことになっていく一歩手前です、と私は認識しております。ですから、どうかいろんなことを組み合わせながら、早く手をつけていただきたい。

福祉なんかだってそうですよね。私が聞くところでは、これ小坂町のことでありませんけれども、とてとてもサービスする側の人が必要だから、例えばもうデイサービスやめるとかショートステイもやめてしまおうとか、グループホームでやっていたところももう閉鎖してしまう、そういうことがあっちこっち身近なところにも起きてきている。それはどういうことかという、人口が減少していると担い手がいない、サービスの質が低下するよりも量が低下していくのです、福祉の面はね。やる場所がなくなっていく。やるためには人手が必要なのです。その人手がないわけですから。これ福祉だけでなく、会社もそうです。どの会社も人材を募集しても誰も来ない、人がいないから。70過ぎてもまだ辞められなくて働いている人方がいっぱいいる。その人方だってあと二、三年たてばリタイヤしてしまっただけになりますよ。それ補助する人いない。会社なくなりますよ。そういうことも含めれば、いろんな分野で本当に真面目に考えていかなきゃいけないだろうと思います。

そこで次、教育委員会にお尋ねしたいと思います。

子どもが少なくなるということは何か弊害がありますか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 今、まず1学年1学級なわけですが、複式学級になったりということもありますし、スポ少や部活動についても、学校単位では団体スポーツであればチームを組めなくなったりとか、そういう弊害が出てくるかと思います。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） これも先ほど本田議員が言っているように、指導者の問題もありますけれども、指導される側の子どもが少なくなるということは、もう競技そのものが成り立たなくなっていく。そうすると、今も単独校ではチームが組めないから2つ、3つの学校で組み合わせて、編制してチームをつくらざるを得なくなってきたという状況ですよ。

昔は女の子が野球やるなんていうのはとても考えられなかったですけども、今、小学校の野球見ると女の子がピッチャーやったりファーストやったりして、それでチームが成り立っていると、こういう状態。

子どもが少なくなれば当然学校の先生も減らされると、そうなりますよね。全体的に活力がなくなる。学力もそんなに伸びなくなっていくと。競争数がなくなればそういう面もあるのかなというふうに心配します。

ですから、一般行政だけでなく、学校教育、いろんな教育の面でも一体となって、さあここで本腰入れて何とかするよと、ザ・ストップ人口減少と、そういうプロジェクトチームでも立ち上げて取り組んでいただくようお願いをしまして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、9番、小笠原憲昭君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から再開いたします。

お知らせします。この後、この場で総務福祉常任委員会、議員室で産業教育常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。

散会 午後 2時45分